

令和2年4月発行

令和2年度版

# 農業補助事業利用 ガイドブック

鳥取県農林水産部

# 農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村			
新規就農	体験・研修	研修したい	県	アグリスタート研修支援事業		○			(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として受け入れて行う実践研修に係る経費を最大2年間支援。	経営支援課 0857(26)7261	1
			県	就農研修交付金事業		○			農業大学校で実施する「アグリチャレンジ科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を支給。	経営支援課 0857(26)7261	2
			国・県	公共職業訓練【アグリチャレンジ科】		○			就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	3
			県	スキルアップ研修(短期研修)		○			主要野菜(白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ)の栽培技術習得を4か月間の研修(座学講義・グループ実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	4
			県	スキルアップ研修(長期研修)		○			農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。	農業大学校 0858(45)2411	5
	自営就農	機械・施設を取得したい	県	新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】		○			新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。	経営支援課 0857(26)7261	6
			国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(準備型)・就職氷河期世代新規就農促進事業】		○			新規就農希望者(原則50歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	7
		資金的に応援してほしい	国	新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資資金(経営開始型)】		○			新規就農者(原則50歳未満)に対して最長5年間最大150万円/年の資金を交付。	経営支援課 0857(26)7261	8
			県	新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】		○			新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。	経営支援課 0857(26)7261	9
			県	新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】	○	○			認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援。	経営支援課 0857(26)7261	10
			県	園芸産地継承システムづくり支援事業			○		JA生産部が継承候補優良園・農地の維持管理や継承者の育成確保を行う場合にその経費を支援。	経営支援課 0857(26)7261	11
雇用	新規に従業員を雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行い新規就業者のOJT研修等を行う場合、研修経費を最大3年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	12	
	他産業と組み合わせて雇用したい	県	農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】	○	○			農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。	経営支援課 0857(26)7261	13	
担い手	経営発展	プランを作って経営を拡大したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】	○	○	○		農業者等が作成した規模拡大、売上高アップ等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	14
		法人化を考えたい	国・県	農業経営法人化総合支援事業【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】	○	○			農業者の経営課題に関係機関と連携して、適切にアドバイスする相談体制の整備や、個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組を支援。	経営支援課 0857(26)7276	15
		施設・機械等を整備したい	国	経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)	○	○	○		地域の中心経営体や農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。	経営支援課 0857(26)7258	16
	企業参入	機械・施設を取得したい	県	企業等農業参入促進支援事業	○	○			企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。	経営支援課 0857(26)7258	17
	農地集積	農地を集積したい	国	機構集積協力金交付事業	○	○			農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。	経営支援課 0857(26)7269	18
	働き方改革	経営参画、能力向上等したい	県	とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	○	○	○		農林水産業へ従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や女性リーダー育成に関する取組を支援します。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7388	19

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所 ・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者 (法人含む)	認定農業者 以外 の農業者	農業 関係 団体 等 (任意 組織 ・JA 等)	市 町村	商 工 業 者 等			
水田 営農	人・農地 プランの中心 経営体(個人 農業者)	機械を取得 したい	県	中山間地域を支える水田農業 支援事業		○				中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入 等を支援。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	20
	集落営農	機械・施設を 取得したい	県	集落営農体制強化支援事業			○			集落営農組織に対して、営農の維持・発展に必要な機械 施設等の整備を支援。	経営支援課 0857(26)7258	21
	県産米振興	米の販路拡 大を図りたい	県	鳥取県産米総合生産対策事業	○	○				意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開 拓・販路拡大などの取組を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7283	22
	直接支払	直接支払	国	経営所得安定対策等	○	○	○			販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場 合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7280	23
	星空舞の ブランド 化	販路開拓・販 路促進を図り たい	国・ 県	星空舞ブランド化推進事業				○	○	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販 路開拓対策等の取組みに対して支援を行う。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	24
園芸 等	園芸品目 等の振興	パイプハウス を導入したい	国・ 県	鳥取型低コストハウスによる施 設園芸等推進事業	○	○	○			高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が 開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	25
		機械・生産資 材を導入した い	国	鳥取県産地生産基礎パワーアッ プ事業	○	○	○	○		意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転 換・拡大等を図るための取組を総合的に支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	26
		機械、特産 物、新品種・ 新技術等を 導入したい	県	園芸産地活力増進事業	○	○	○			産地づくりや特産物の育成、新技術のモデル的取組等に 必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	27
		白ネギの機 械、新品種・ 新技術等を 導入したい	国・ 県	戦略的園芸品目(白ネギ)総合 対策事業	○	○	○			白ネギの県内全域の横断・複層的なネットワークづくり、 新技術の実証、規模拡大・農作業受委託に必要な機械 整備等の経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	28
		イチゴ用の 機械、パイプ ハウスを導入 したい	県	戦略的園芸品目(イチゴ「とっ ておき」)総合対策事業	○	○	○			県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっ ておき」の普及に 向けて、単収・品質向上、販売促進及び生産基盤強化に 必要な機械、ハウス等の整備を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	29
		芝を生産拡 大したい	県	とっとり芝生産振興事業	○	○	○			鳥取県芝のブランド化、生産拡大及び新品種導入や新 技術の普及、鳥取の芝PR等を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	30
		花壇苗等を 生産拡大し たい	県	鳥取の花いきいき戦略事業	○	○	○			花壇苗、ストック等について生産者等が行う生産拡大、 流通体制の整備、販売促進に向けた取組を支援。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	31
		パイプハウス 等の補強が したい	国	ハウス強靱化による施設園芸加 速化対策事業	○	○	○	○		「防災・減災」の観点から、大雪、台風等の気象災害によ る農業用ハウスの被害対策を図るため、被害防止計画 を策定するとともに、被害防止講習会の開催、ハウス補 強等の活動を支援する。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272	32
野菜・ 花き	価格補填	価格下落時 の影響を緩 和したい	国・ 県	指定野菜価格安定対策事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3 以上ある指定野菜について、市場における単価が基準 単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補 給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	33
		価格下落時 の影響を緩 和したい	国・ 県	特定野菜等供給産地育成価格 差補給事業	○	○	○			作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3 以上ある特定野菜について、市場における単価が基準 単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補 給金を交付。【基金】	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	34
		価格下落時 の影響を緩 和したい	県	鳥取県ブランド野菜価格安定対 策事業				○		作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場にお ける単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生 産者に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282	35

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者(法人含む)	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等(任意組織・JA等)	市町村	商工業者等			
果樹	果樹生産基盤の整備	新品種等の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい	県	鳥取梨生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」等の植栽や果樹園整備や気象災害対策を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	36
			県	鳥取柿ぶどう等生産振興事業	○	○	○	○		JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」、ぶどう等の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。苗木を植栽した生産者に奨励金を交付。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	37
			県	戦略的スーパー園芸団地整備事業				○	○		新規就農者等の担い手の参入を促すため、JA等が主体となって果樹園等の整備を行う経費や、新規就農者が入植する場合の借地料、入植者の募集に係る経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414
	利子助成	災害時等の再生産資金を確保したい	県	果樹等経営安定資金利子助成事業					○	災害、市場価格の低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414	39
地域農業	農業活性化	話し合いにより農業を活性化したい	県	みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】	○	○	○	○		市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	40
畜産	全畜種	規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入	国	畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業～	○		○			畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26) 7291,7290	41
	酪農	生産性向上に取り組みたい	県	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～	○	○	○			生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7291	42
		生産性向上に取り組みたい	県	生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～	○	○	○			有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	43
		全日本ホルスタイン共進会に出品したい	県	第15回全日本ホルスタイン共進会対策事業					○	2020年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会に向けた出品牛づくりに係る経費に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	44
	和牛	受精卵移植、放牧を活用	県	和牛受精卵・放牧拡大支援事業	○	○	○			受精卵の移植への助成を行うとともに、和牛放牧のための機器整備に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	45
		東京へ出荷してみたい	国・県	鳥取和牛ブランド強化対策事業	○	○	○			「鳥取和牛」を首都圏へPRするために「鳥取和牛」の東京市場へ出荷に係る輸送費等に対し助成。また、食肉卸売業者や旅館及び飲食店従業員への研修等への助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	46
		能力の高い和牛を導入したい	県	和牛改良・増頭対策支援事業	○	○	○			和牛の生産拡大及び「鳥取和牛」や「鳥取和牛オレイン55」といった高品質和牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対し助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	47
		「鳥取和牛」を増頭したい	県	鳥取和牛緊急増頭対策事業	○	○	○			「鳥取和牛」を生産するために、農家が肥育素牛を購入または農業団体等が購入して預託を実施する場合に助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290	48
		全国和牛能力共進会に出品したい	県	第12回全共出品対策事業					○	2022年に鹿児島県で開催される第12回全共に向けた出品牛対策の経費について助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7829	49
		枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉用牛肥育経営安定対策事業	○	○				牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	50
肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい		国・県	肉用子牛価格安定対策事業	○	○				肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	51	

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
	地どり	施設整備・機械を導入したい	県	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	○	○				鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831	52
	豚	枝肉価格下落時の影響を緩和したい	国・県	肉豚経営安定対策事業	○	○				豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者（大企業は除く）に対し、補填金を交付。 【基金】	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288	53
	衛生管理	農場認証制度を導入したい	国・県	農場認証普及推進事業	○	○				農場HACCP又は畜産GAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。	農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7287	54
6次産業化	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	初めての6次産業化バックアップ事業	○	○	○			農林水産業者、農業法人、任意団体等が初めて6次産業化に取組む場合等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	55
	農家・加工グループの取組	食品加工に必要な機器を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【スタートアップ型】	○	○	○			農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	56
6次産業化	農林漁業者等の取組	販路開拓や機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】	○	○	○			農林漁業者や農漁協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	57
	農林漁業者等の取組	機械・施設を取得したい	国	鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○	○		農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	58
加工	加工グループ等の取組	商品開発や販路開拓に取り組みたい	県	とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	○		○			県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7853	59
	企業等	国際認証を取得したい	県	鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	○	○	○	○		県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。	販路拡大・ 輸出促進課 0857(26)7963	60
他産業との連携	農商工連携	機械・施設を取得したい	県	もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】	○					食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	61
		機械・施設を取得したい	国	【再掲】 鳥取県6次産業化関連事業交付金	○	○	○	○		農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	58
		機械・施設を取得したい	県	鳥取県食品加工施設整備補助金					○	県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。	食のみやこ 推進課 0857(26)7807	62

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者					事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村	商工業者等			
販路拡大	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	おいしい鳥取PR推進事業費補助金			○		○	農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7828	63
	販路開拓・消費拡大	国内での販路開拓や消費者交流会をしたい	県	物産展・県フェア及び見本市への出展支援	○	○	○		○	県外で行われる鳥取県フェア等の催事、見本市、商談会等(概ね3日間以上の催事等で県内から5社以上の事業者が参加するもの)に3日以上出展する県内事業者に対して、出展に要する旅費又は臨時補助員人件費(人件費は販売を伴わない出展のみ)のいずれかの費用の一部	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7767	64
	海外販路開拓	農産品や加工食品を輸出したい	県	「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金	○	○	○		○	県内で生産された農林水産物及び加工食品の輸出活動の促進を図るため実施する海外での市場調査活動や販売促進活動及び物流実験の費用の一部を助成。	販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963	65
	販路開拓	商品パッケージを作成したい	県	「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業	○	○	○		○	「食のみやこ鳥取県」推進サポーター事業者、とっとり県産品の登録事業者、鳥取県ふるさと認証食品を持つ事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	66
	販路開拓・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○		○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	67
	販路開拓	料理の開発・PRをしたい	県	とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○		○	地元食材を使った料理の開発(ジビエ料理をむ)・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	68
環境にやさしい農業	有機・特裁	機器購入や市場調査したい	県	鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業	○	○				有機JAS認証事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等での消費者交流、市場調査の実施及び販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7415	69
	減化学肥料、減農薬	環境保全型農業直接支払	国	環境保全型農業直接支払対策事業	○	○	○			販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	70
災害対策	農地災害	被災した農地等を復旧したい	国	農地・農業用施設災害復旧事業					○	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	71
耕作放棄地対策	発生防止	中山間地域等直接支払	国	農地を守る直接支払事業	○	○	○			生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	72
農地・基盤	基盤整備	小規模な基盤整備	県	しっかり守る農林基盤交付金					○	市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7326	73
		基盤整備に伴う資金が借りたい	国	農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金	○	○	○			農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備(農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等)を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。	農地・水保全課 0857(26)7321	74
	施設の維持・補修	土地改良施設の補修をしたい	国	土地改良施設維持管理適正化事業					○	市町等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設(ダム、ため池、水路等)の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7336	75
	施設の維持・補修	保全活動に対する支援を受けたい	国	多面的機能支払交付金事業					○	市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7334	76
	防災減災	ため池の防災・減災対策をしたい	国・県	ため池防災減災対策推進事業					○	農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。	農地・水保全課 0857(26)7323	77
	【再掲】災害復旧	被災した農地等を復旧したい	国	【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業					○	暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7325	71

大項目	支援項目		国庫・単県の別	事業名	主な対象者				事業の概要等	担当部所・電話番号	ページ
	中項目	小項目			認定農業者（法人含む）	認定農業者以外の農業者	農業関係団体等（任意組織・JA等）	市町村			
鳥獣対策	鳥獣対策	鳥獣被害を防ぎたい	国	鳥獣被害防止総合対策交付金			○	○	市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	78
		鳥獣被害を防ぎたい	県	鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金	○		○	○	集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策（侵入防止柵等の設置）や個体数を減らす対策（捕獲等）等を行う場合、必要な経費等を助成。	鳥獣対策センター 0858(72)3821	79
	販路開拓	ジビエ料理の開発・PRをしたい	県	【再掲】とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	○	○	○	○	地元食材を使った料理の開発（ジビエ料理をむ）・PR活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7853	68
地域農業	地域活性化	農山漁村を活性化したい	県	農山漁村滞在促進事業（農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業）	○	○	○		農林水産業の特性を活かした新たな観光資材の掘り起しや磨き上げ、農林漁業者による試行的な農泊（農山漁村滞在型観光）の取組を支援。	中山間地域政策課 0857(26)7129	80
			国	農山漁村滞在促進事業（観光客の心に響く滞在型地域創造事業）	○	○	○	○	特色ある宿泊体験を中心に農山漁村における地域資源を活用したコンテンツ（観光素材）づくりや、これらをつけた魅力ある滞在エリアの創造、滞在施設整備を支援。	中山間地域政策課 0857(26)7129	81
地域活性化	活動支援	学生等と一緒に地域活動がしたい	県	地域活動応援事業			○		地域外に所在する団体等が、地域の安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた活動等の地域の課題解決に取り組む活動に係る経費を支援。	ふるさと人口政策課 0857(26)7128	82
中山間地域対策	地域活性化	コミュニティづくりに取り組みたい	県	みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業			○	○	地域活性化支援（特産物育成、交流施設等整備）、地域コミュニティビジネス支援（加工品製造施設、農家レストラン等整備）、遊休施設活用、住民共助による取組などに必要な経費を支援する。	中山間地域政策課 0857(26)7129	83
	地域活性化	移住者を確保したい	県	若者定住等による集落活性化総合対策事業			○	○	小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。	中山間地域政策課 0857(26)7129	84
	販路開拓・地域活性化	食を活用した地域振興をしたい	県	【再掲】食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	○	○	○	○	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動経費の一部を助成。	食のみやこ推進課 0857(26)7835	67
	地域活性化	地域資源保全や特産品の育成に組みたい。	県	とっとり共生の里保全活動推進事業	○	○	○		農山村集落等が企業・団体等及び市街地住民組織等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道の保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組を支援する。	農地・水保全課 0857(26)7336	85
中山間地域対策	【再掲】人・農地プランの中心経営体（個人農業者）	機械を取得したい	県	【再掲】中山間地域を支える水田農業支援事業			○		中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援	農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589	20
	【再掲】耕作放棄地発生防止	中山間地域等直接支払	国	【再掲】農地を守る直接支払事業	○	○	○		生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。	農地・水保全課 0857(26)7336	72
	管理省力化	農地法面管理省力化支援事業	県	農地法面管理省力化支援事業	○	○	○		センチピードグラス（ムカデ芝）による農地法面管理省力化技術の普及促進を図るため、各市町で設置するモデル展示・PRほ場に助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	86
自然エネルギー	発電	発電施設を導入したい	県	農業農村自然エネルギー活用支援事業			○		農協や土地改良区、農村集落等が太陽光発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。	農地・水保全課 0857(26)7334	87

# 令和2年度 農林水産部の主要施策

総額 約95億円  
(2月臨時39億円、当初56億円)

## 農業生産900億円を目指す 50億円

### 農業生産基盤の強化

【2月臨時】	・鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	170百万円
【2月臨時】	・産地生産基盤パワーアップ事業	220百万円
【当初】	・戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業	27百万円
【当初】	・鳥取梨生産振興事業(「二十世紀」再興特別対策事業含む)	148百万円
【当初】	・みんなでやらいや農業支援事業	160百万円
【当初】	・集落営農体制強化支援事業	37百万円
【2月臨時】	・「星空舞」原種生産体制強化事業	84百万円
【2月臨時】	・畜産クラスター施設整備事業	450百万円
【当初】	・和牛増頭対策事業	232百万円
【当初】	・鳥取和牛遺伝情報管理・活用システム導入事業	32百万円

### 23.3億円

### 多様な農業人材の育成・確保

【当初】	・新規就農者総合支援事業	312百万円
【当初】	・園芸産地継承システムづくり支援事業	7百万円
【当初】	・農業人材紹介センター設置支援事業	5百万円
【当初】	・多様な農業人材確保に向けた「農の副業等紹介センター(仮称)」事業	3百万円
【当初】	・農業分野外国人材受け入れ体制整備事業	3百万円
【当初】	・とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業	3百万円

### 4.8億円

### ため池等の防災・減災の強化

【当初】	・ため池安全総合対策強化事業	184百万円
【当初】	・流木災害に強い森づくり推進事業	1百万円
【2月臨時・当初】	・農地防災事業(公共)	1,757百万円
【当初】	・しっかり守る農林基盤交付金	210百万円

### 21.6億円

## スマート農林水産業の推進 3億円

【2月臨時】	・スマート農業総合推進対策事業	118百万円
【当初】	・スマート林業実践事業	192百万円
【当初】	・スマート漁業推進事業	10百万円
【当初】	・次世代型農業インフラメンテナンス推進事業	10百万円

## 食のみやこ鳥取県の魅力発信 2億円

【当初】	・鳥取和牛ブランド強化対策事業	3百万円
【当初】	・「星空舞」ブランド化推進事業	25百万円
【当初】	・インバウンド・TOTTORI魅力発信事業	10百万円
【当初】	・「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業	50百万円

## 多様で健全な森林整備の推進 27億円

【2月臨時】	・林業・木材産業強化総合対策事業	538百万円
【当初】	・新たな森林管理システム推進事業	19百万円
【当初】	・皆伐再造林推進事業	14百万円
【当初】	・間伐材搬出等事業	661百万円
【当初】	・路網整備推進事業	533百万円
【当初】	・未来の林業を担う即戦力人材確保育成事業	19百万円

## 持続的水産業の確立 13億円

【2月臨時・当初】	・特定漁港漁場整備事業(公共)	1,128百万円
【当初】	・沖合漁船支援事業	24百万円
【当初】	・放流用種苗支援事業	15百万円
【当初】	・漁業就業者確保対策事業	82百万円

※各分野の主な事業を掲載

名称

## アグリスタート研修支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

県内に就農する農業研修生として、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が採択した者。

施策概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として受け入れ、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す取り組みを支援。

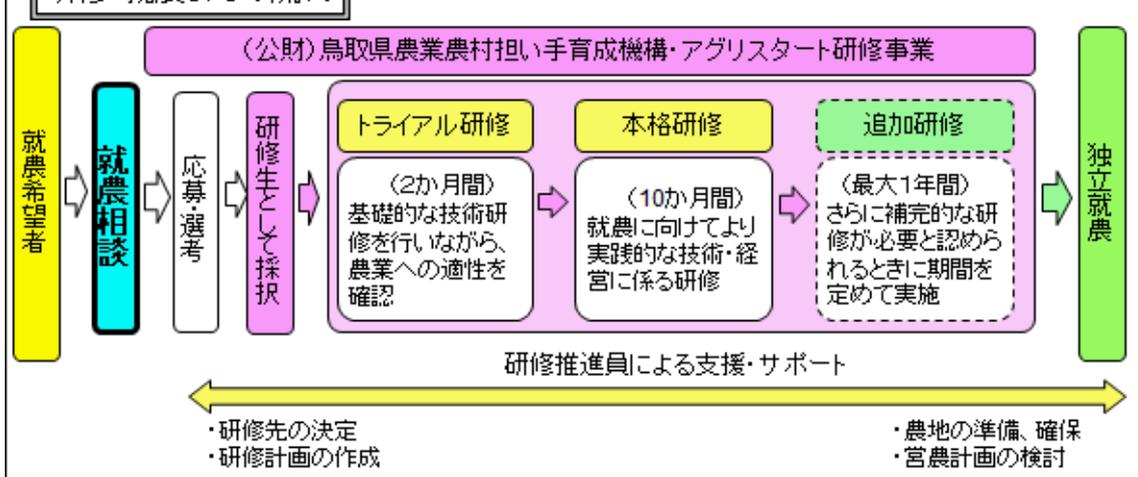
●支援内容

研修期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)
研修期間中の支援	国の農業次世代人材投資資金(準備型)年間150万円の受給が可能(ただし、就農予定時の年齢が50歳未満等、交付を受けるには要件あり)。上記の支援が活用出来ない場合は、年間120万円を交付。

●研修生の採択に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

研修生の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、県立農業大学校の研修を受講している等、研修を円滑に受講するために必要な基礎的な知識、技能を有すること。</li> <li>○機構の就農相談を受けて就農品目と就農地域の想定ができていること</li> <li>○就農予定地域において、研修受入れ、就農・定着支援が予定されていること</li> <li>○鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること。</li> <li>○農業就業が可能な健康状態であること。</li> <li>○過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。</li> <li>○地域住民と協調し生活する意思のある者</li> <li>○普通運転免許証(AT限定免許を除く。)を有していること。</li> </ul>
--------	---

### 研修・就農までの流れ



問合せ先

担当部署		電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	鳥取本部	0857-26-8349
	米子本部	0859-31-9644
	農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

## 就農研修交付金事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険、農業次世代人材投資資金(準備型)等による生活支援を受けられない方。

施策概要

農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付。

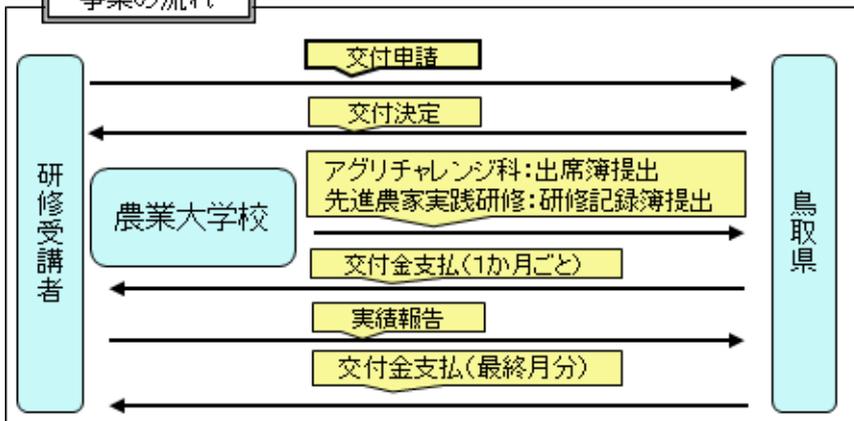
### ●支援内容

支援内容	・研修期間中(「アグリチャレンジ科」は最長4か月、「先進農家実践研修」は最長24か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。
補助率	・10/10(県費のみ)

### ●交付要件等

交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。</li> <li>・「アグリチャレンジ科」においては研修開始時65歳未満、「先進農家実践研修」においては就農予定時65歳未満であること。</li> <li>・「アグリチャレンジ科」においては、公共職業訓練による雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等、「先進農家実践研修」においては、農業次世代人材投資資金(準備型)等の交付を受けていないこと。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アグリチャレンジ科」においては、各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。</li> <li>・「先進農家実践研修」においては、研修休止日数がその月の日数の2割を超える場合は交付金は交付されません。</li> <li>・「先進農家実践研修」においては、年間150日以上かつ年間1,200時間以上の研修実施しなかった場合や、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、2年間以上就農を継続しなかった場合には交付金の全額を返還していただきます。</li> </ul>

### 事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261
農業大学校	0858-45-2411

関連サイト

**名称** 公共職業訓練「アグリチャレンジ科」

**施策対象** 求職者

**施策主体** 農業大学校(産業人材育成センター委託訓練)

**対象者** 鳥取県内での就農(農業法人等への就職など)をめざす方  
(求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方)

**施策概要** 農業の基礎知識と実践に活かせる基本技能、各種品目の栽培管理の基礎を学ぶ研修です。特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成しています。農家の言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベルへの到達が目標です。研修修了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを農大が行います。

①研修期間 約4ヶ月間

研修期間	募集定員
① 6月開講: 令和2年 6月4日(木)～ 9月18日(金)	各期25名
② 10月開講: 令和2年10月7日(水)～ 令和3年1月22日(金)	
③ 2月開講: 令和3年 2月9日(火)～ 5月21日(金)	

②募集期間(予定)

① 6月開講: 令和2年 3月18日(水)～ 4月24日(金)
② 10月開講: 令和2年 7月 22日(水)～ 8月 31日(月)
③ 2月開講: 令和2年12月 1日(火)～ 令和3年 1月 5日(火)

③受講料 無料(※訓練生総合保険料を別途御負担いただきます。)

④カリキュラム(案)

ア 座学講義	(鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策、体のメンテナンス等)	
イ 技能演習	a 機械関連	トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎
	b 小農具の扱い方	スコップ・鍬・レーキ等の使い方
	c 肥料・薬剤散布のポイント	肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い
	d 応用作業	ロープワーク、木工・溶接、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置
ウ 栽培管理実習	(果樹、野菜、花き、作物、畜産)	

⑤応募方法

住所地を所管する公共職業安定所に入校願書を提出してください。入校願書は、県内の公共職業安定所又は鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。

⑥その他

雇用保険受給資格を有する方は、雇用保険を受給しながら研修を受講できます。  
雇用保険受給資格を有する方で、一定の条件を満たす方は、給付延長される場合があります。  
雇用保険受給資格を有さない方には、別途、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置があります(支給には、それぞれ要件があります)。

**問合せ先**

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/252164.htm>  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/>

**名称** スキルアップ研修(短期研修)

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 農業大学校

**対象者** 新規就農者又は鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が65歳未満の方に限ります)

**施策概要** 鳥取県内で栽培される主要野菜4品目(白ねぎ、ブロッコリー、スイカ、ミニトマト)について、品目別に実施する基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、グループでの栽培管理実習を行います。約4ヶ月間で、植付準備から収穫までの一連の栽培管理作業を経験することができます。

- ①研修期間…約4ヶ月間
- ②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
白ねぎ	① 4月開講(白ねぎ)令和2年4月13日～8月7日	各品目 5名程度
ブロッコリー	② 6月開講(ミニトマト)令和2年6月10日～10月9日	
スイカ	③ 7月開講(ブロッコリー)令和2年7月8日～11月6日	
ミニトマト	④ 9月開講(白ねぎ)令和2年9月9日～令和3年1月15日	
	⑤ 3月開講(スイカ、ミニトマト)令和3年3月1日～6月30日	

- ③出願及び開講日程

	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和2年2月1日～2月29日	令和2年4月1日～4月30日	令和2年5月1日～5月31日	令和2年7月1日～7月31日	令和3年1月4日～1月31日
面接実施日	令和2年3月12日	令和2年5月13日	令和2年6月11日	令和2年8月5日	令和3年2月10日
許可通知日	令和2年3月19日	令和2年5月20日	令和2年6月18日	令和2年8月19日	令和3年2月17日
開講予定日	令和2年4月13日	令和2年6月10日	令和2年7月8日	令和2年9月9日	令和3年3月1日

- ④受講料  
40,000円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

- ⑤品目ごとの主な作業

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修実施期間	4月開講		6月開講			7月開講		9月開講			3月開講	
ミニトマト(抑制)			植付準備・定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫									
ミニトマト(半促成)	定植・仕立管理・ホルモン処理 防除・収穫										植付準備	
スイカ	仕立管理・交配・防除・収穫										植付準備 定植	
ブロッコリー			播種・育苗管理・定植・追肥土寄せ・防除・収穫									
白ねぎ①	植付準備・定植(秋冬)・土寄せ・防除 収穫(夏)・播種・育苗管理(春)											
白ねぎ②							土寄せ(秋冬・春)・播種・育苗管理(夏)・防除 植付準備・定植(夏)・収穫(秋冬)					

**問合せ先**

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/272287.htm>

## 名称 スキルアップ研修(長期研修)

施策対象 農業者等

施策主体 農業大学校

対象者 新規就農者又は鳥取県内での就農を希望し、就農が見込まれる方(受講開始時の年齢が50歳未満の方に限ります)

### 施策概要

農業の基礎的な知識と、栽培(飼育)の基本技術の両方が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け研修です。  
野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理計画(施肥・防除計画、作業スケジュールなど)を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験できます。  
自営に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①研修期間  
12ヶ月間

②定員等

専攻	研修期間(予定)	募集定員
果樹、野菜、 花き、作物、 畜産	① 4月開講 令和2年4月13日～令和3年3月12日	①②合計で 15名程度
	② 10月開講 令和2年10月14日～令和3年10月13日	

③出願及び開講日程

	4月開講	10月開講
受付期間	令和2年2月1日 ～2月29日	令和2年8月1日 ～8月31日
面接実施日	令和2年3月12日	令和2年9月16日
許可通知日	令和2年3月19日	令和2年9月25日
開講予定日	令和2年4月13日	令和2年10月14日

④受講料

111,600円

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

### 問合せ先

担当部署	電話番号
鳥取県立農業大学校	0858-45-2411

### 関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53788>

名称

## 新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定新規就農者

施策概要

新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成。

### ●支援内容

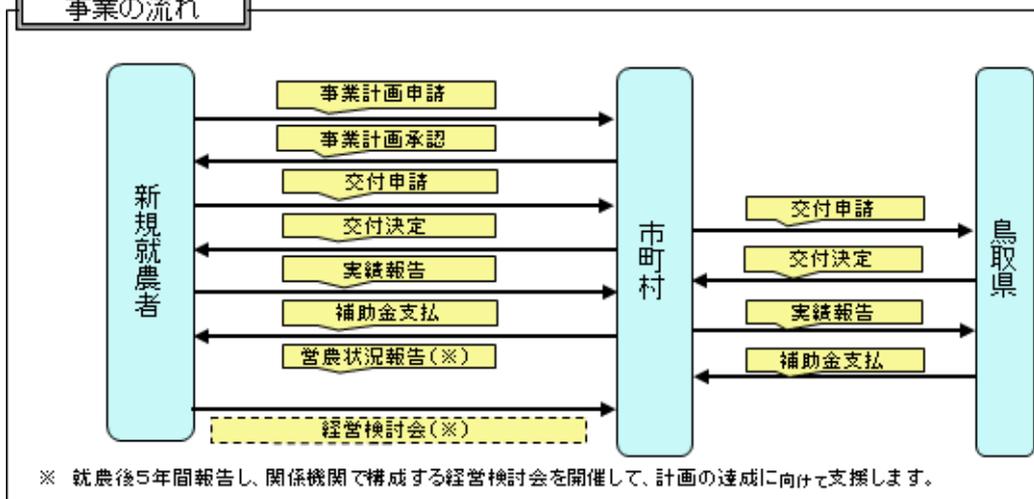
10万円以上(消費税額含む)の農業用機械・施設(※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

補助率	1/2(県1/3、市町村1/6)
補助事業対象経費上限	1,200万円(5年間の合計)
助成期間	最大5年間

### ●注意事項等

- ・補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・補助金を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金返還していただきます。

#### 事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業  
【農業次世代人材投資事業(準備型)・就職氷河期世代新規就農促進事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上研修を受ける者で、就農予定時の年齢が原則50歳未満の者。ただし、事業申請時30歳以上かつ就農時49歳以下の者は就職氷河期世代新規就農促進事業の対象となる。

施策概要

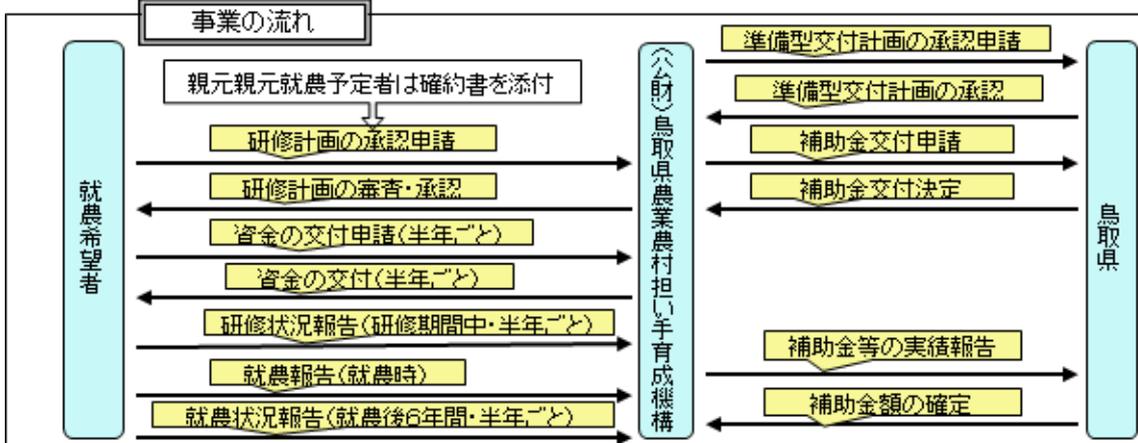
青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

●支援内容

支援内容	・研修期間中(最長2年間)に150万円/年の農業次世代人材投資資金又は氷河期世代新規就農促進事業費を交付する。 ※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年間延長。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金の全額を返還していただきます。
  - ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合
  - ②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合
  - ③親元就農者が就農から5年以内に経営継承しなかった場合
  - ④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合
  - ⑤適切な研修を行っていない場合
  - ⑥上記の報告を行わなかった場合
  - ⑦虚偽の申請を行った場合



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	0857-26-8349
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 米子本部	0859-31-9644
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業  
【農業次世代人材投資事業(経営開始型)】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

原則50歳未満で独立・自営就農し、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

施策概要

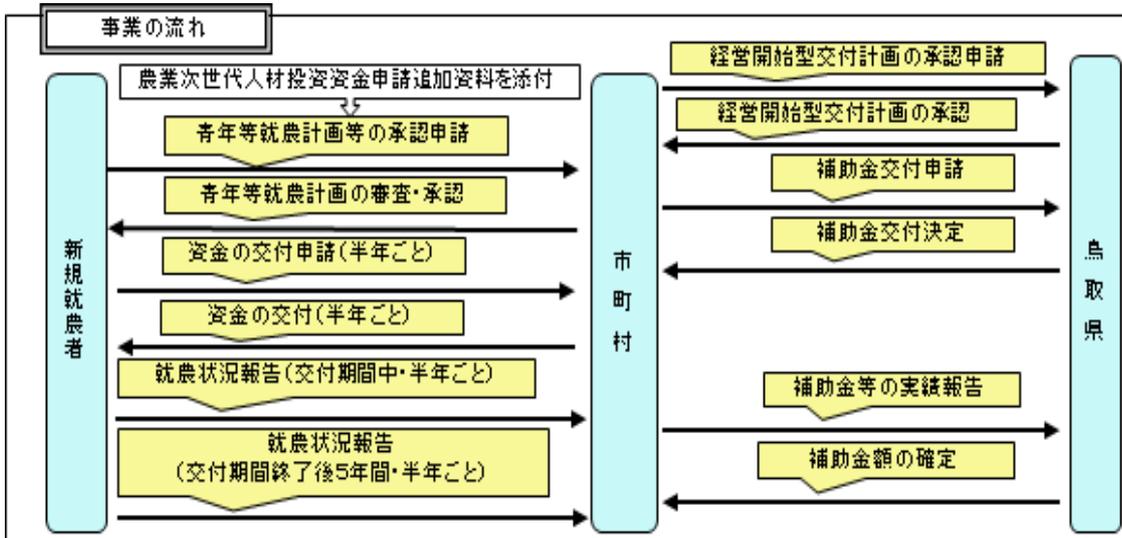
青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

●支援内容

支援内容	・独立・自営就農後(最長5年間)に最大150万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。
補助率	・10/10 (国費のみ)

●注意事項等

- ・資金の交付には、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・以下の場合には、資金を全額返還していただきます。
  - ①上記の報告を行わなかった場合
  - ②適切な就農を行っていない場合
  - ③虚偽の申請を行った場合
- ・また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・前年の総所得(資金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて交付額を減額します。また、前年の総所得(資金を除く)が350万円以上となった場合は、交付停止となります。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定新規就農者

施策概要

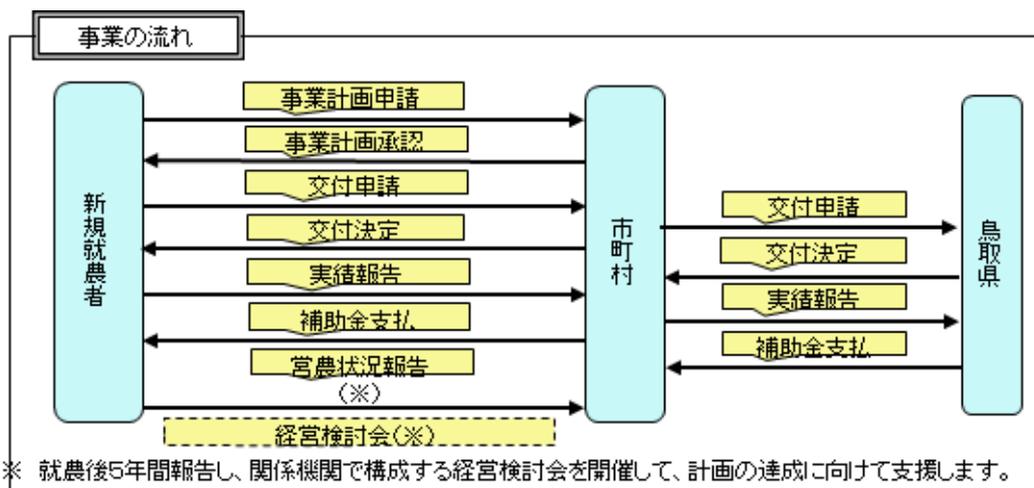
就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、用途の定めのない交付金を交付。

●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大3年間 1年目：100,000円/月 2年目：65,000円/月 3年目：40,000円/月

●注意事項等

- ・交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・就農後5年間、毎年、営農状況を市町村に提出していただきます。
- ・離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）を交付されている方、農の雇用事業（国版・県版）を活用中の方は対象外です。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

名称

**新規就農者総合支援事業  
【親元就農促進支援交付金】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

認定農業者等

施策概要

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

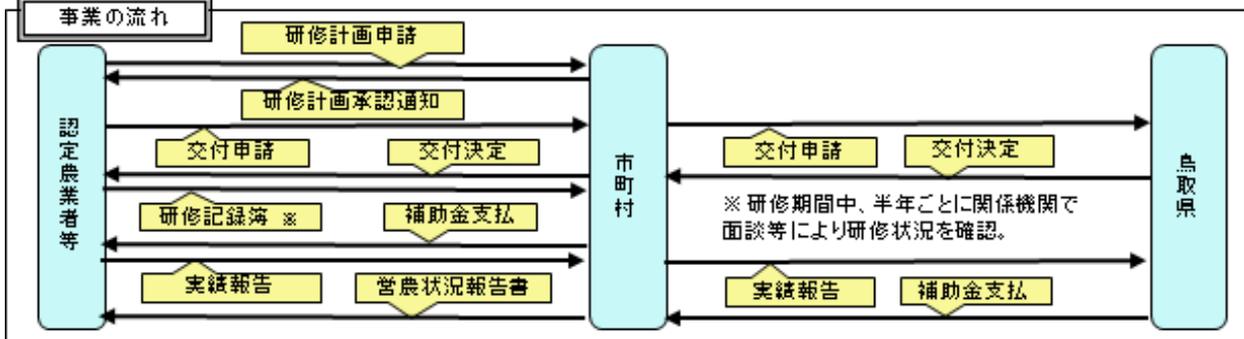
●支援内容

補助率	10/10（県2/3、市町村1/3）
助成期間	最大2年間（10万円/月）

●主な要件

対象者 (農業経営主)	次のいずれかに該当すること。 ①認定農業者。 ②市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者。(5年以上の農業経験を有する者に限る) ③地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村が認める者。
研修生 (親元就農者)	・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。
その他	・農業経営主と親元就農者との間で、次の事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。 ①経営継承の時期 ②経営継承に向けた研修の実施 ③青色専従者給与等の支払い ④後継者の役割 ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1,200時間以上研修を実施すること。 ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

関連サイト

**名称** 園芸産地継承システムづくり支援事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 農業協同組合、生産部などの農業者の組織する団体

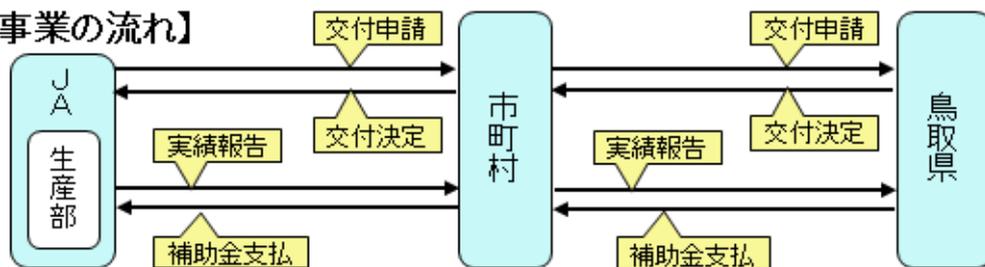
**施策概要**

- (1) 将来ビジョンの策定支援  
JA生産部が行う、産地の将来像を把握し、次の世代に継承するための後継者受入体制などを記入した「将来ビジョン」の作成を支援。
- (2) 継承候補優良園の維持管理支援  
JA生産部が行う継承候補優良園の維持管理体制づくり及び継承者確保に向けた活動を支援。

○支援内容

事業主体	JA
事業内容	<p>(1) 継承候補優良園の年間維持管理費 ・JA生産部が行う優良園の維持管理に要する肥料・農薬・資材代、労賃等の経費を支援。 ・補助額(定額) 梨4,000千円/ha、柿:2,000千円/ha、【拡充】ブドウ:2,000千円/ha</p> <p>(2) 【新規】優良農地の受入条件準備(耕耘、除草、排水対策、防風樹等、軽微な圃場条件の改善や維持管理に要する経費) ※野菜を想定 ・補助額(上限):300千円/ha</p> <p>(3) 継承者募集経費、先進地調査費 ・継承者確保のため、産地PRと募集を目的とした就農相談会参加、PR素材作成、就農体験ツアー、退職者向け技術研修び産地継承を行う先進地調査に要する経費を支援。ただし、就農相談会等(県内県外を問わない)へ参加すること。 ・補助額(上限) 200千円/地区</p> <p>●補助率は(1)(2)(3)共に10/10(県1/2、市町村1/2)</p>
事業実施期間	平成30年度～令和3年度 (新規採択は令和2年度までとし、1地区の事業対象期間は平成30、31年度採択は最長3年間、令和2年度採択は最長2年間。)

【事業の流れ】



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

名称

**農の雇用ステップアップ支援事業【未来を託す農場リーダー育成事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等

施策概要

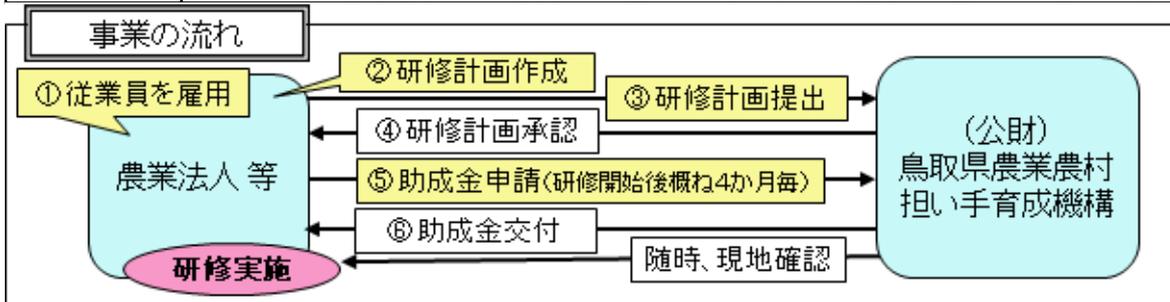
新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践研修に要する経費 【R1年度採択】(1～3年目):97,000円/月 【R2年度採択】(1～2年目):97,000円/月+障がい者等を雇用した場合25,000円/月を加算(3年目):97,000円/月</li> <li>・指導者研修費(1～2年目):36,000円/年</li> </ul>
助成期間	最大3年間(ただし3年目は以下の要件を満たす場合に限る) ・【H30年度以前採択】新規就業者1名あたり概ね300万円所得向上する計画を作成 ・【R1年度以降採択】研修生が、2年目研修終了までに農業技術検定2級の学科試験に合格

●主な要件

受入する農業法人等(研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆通年の研修が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。</li> <li>◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること。</li> <li>◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。</li> <li>◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。</li> <li>◆農業次世代人材投資資金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。</li> <li>◆過去5か年度中に本事業で受け入れた研修生が2人以上いる場合、そのうち2分の1以上が農業に従事(雇用または独立自営)していること。</li> <li>◆働きやすい職場環境整備に取り組んでいるか、新たにに取り組むこと。</li> </ul>
新たな従業員(研修生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆正社員として雇用され、就業している県内在住者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。</li> <li>◆正社員採用時の年齢が65歳未満であること。</li> <li>◆経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)。</li> <li>◆過去の農業就業期間(アルバイト、研修等を含む)が原則5年未満等により、本研修を受けることが必要と認められる者。</li> <li>◆過去に補助事業を活用して農業研修を受けた者は、助成期間が短縮される場合があります。</li> </ul>



問合せ先

担当部署	電話番号
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	0857-26-8349
農林水産部 経営支援課	0857-26-7261

関連サイト

名称

**農の雇用ステップアップ支援事業【農業コラボ研修事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業法人等、食品加工業者等

施策概要

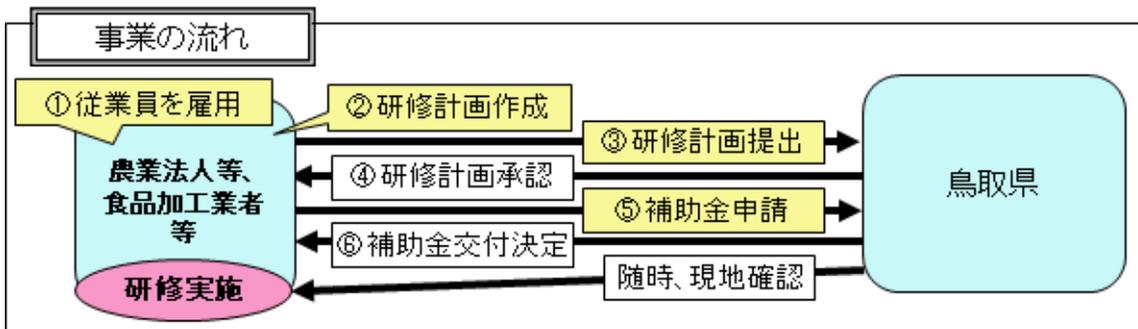
新しく雇用した従業員への研修経費を助成

●支援内容

補助率	10/10
補助上限額	実践研修に要する経費：97,000円/月、指導者研修費：36,000円/年
助成期間	1年間(引き続き研修が必要と認められる場合には最大2年間) ※農業分野での研修期間が6か月以上であること(農業分野以外の研修期間は助成対象外)

●主な要件

受入する経営体 (研修実施主体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>他産業との連携により通年の雇用が可能で、研修終了後も研修生を継続雇用すること。</li> <li>他産業との連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。</li> <li>新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険を含む)に加入させること。</li> <li>新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。</li> <li>雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。</li> <li>食品加工業者の場合、事業所又は採用部門で正規雇用者数が純増となるとともに、研修を行う加工食品が鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。</li> </ul>
新たな従業員 (研修生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者。</li> <li>新たに農業法人、食品加工業者等に採用された者で、研修開始時点で採用から4か月以上12か月未満であること。</li> <li>正社員採用時の年齢が65歳未満であること。</li> <li>過去の農業就業期間(アルバイト、研修等を含む)が5年未満等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。</li> </ul>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7261
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003

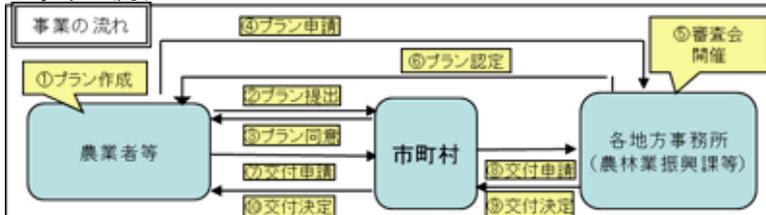
関連サイト



<b>名称</b>	<b>みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)</b>
<b>施策対象</b>	農業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)
<b>施策概要</b>	農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援します。 ※他の補助事業で対応できるものは除く ※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※生産拡大などに必要な施設、機械設備の経費(ハード) ※農業(畜産(豚・鶏)含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外

<b>プランの内容</b>	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の取組であること</li> <li>・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること</li> <li>・雇用増につながる取組であること</li> <li>・省エネルギー対策に係る取組であること (主業農家の取組であり、エネルギー消費量10%以上の削減)</li> </ul> ※2回目以降プランに取り組む場合、前回プランの目標を達成し、以下のいずれかに該当すること。 ①販売額、経営規模20%拡大(中山間地は10%拡大) ②雇用者2名以上の増 ③付加価値額(収入-経費+人件費)を10%拡大
<b>補助金額・補助率</b>	【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6) 【単年度補助上限額】 農業者(個人)3,000千円 農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)7,000千円 ※認定プランで、一部事業で国事業を活用する場合、補助率1/2となるよう当事業で上乗せ支援。 ※H30までに認定されたプランで、一定の条件を満たす場合、県補助金を上乗せ。

●事業の流れ



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/193798.htm>

名称

**農業経営法人化総合支援事業**  
**【農業法人設立・経営力向上支援事業、農業経営法人化支援総合事業】**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

個別経営体又は集落営農

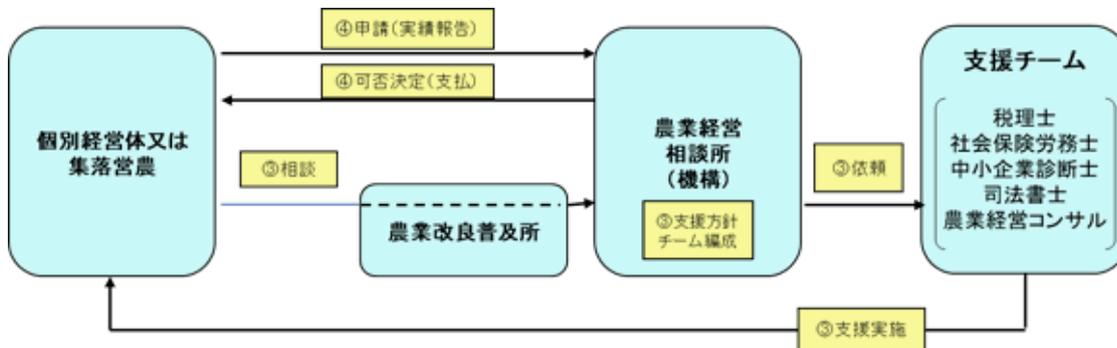
施策概要

経営意欲のある農業者等が創意工夫を生かした農業経営の展開できるよう、円滑な事業継承など農業者等の経営課題に関係機関と連携して適切にアドバイスする経営相談体制の整備や農業経営の法人化を推進する。

○支援内容

区分	支援内容等
①農業経営相談所の設置(法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置)	農業者等の経営課題に関係機関と連携して、専門家の派遣などにより適切にアドバイスする経営相談体制を整備するとともにコーディネーター(アドバイザー)を配置し、相談活動を実施。
②経営力向上研修	法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者及び集落営農組織に対して、経営力向上に関する基礎知識の研修を実施。
③専門家(スペシャリスト)派遣	農業経営戦略会議を開催し、支援方策及び支援チームの編成を決定して、農業者の経営課題及び法人化を目指す農業者や集落営農組織等に対して助言を行う税理士等の専門家を派遣。
④法人設立への助成	個別経営体※又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額25万円を助成。 (※個別経営体が助成を受ける場合、経営力向上研修を受講する必要あり。)
⑤法人設立後フォローアップ	法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を設置。
⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催	農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施。

○事業の流れ(③、④に係る部分)



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7276
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(農業経営相談所)	0857-26-8349
各農業改良普及所、各市町村農業委員会	

関連サイト



<b>名称</b>	<b>経営体育成支援事業(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)</b>
<b>施策対象</b>	農業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	【融資主体補助型】適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 【条件不利地域型】農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等 【追加的信用供与】県農業信用基金協会
<b>施策概要</b>	適切な人・農地プランを作成し、実質化の取り組みを行う地域の中心経営体等が行う機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手・集落営農組織等の経営発展を支援する。

○支援内容

1. 融資主体型補助事業

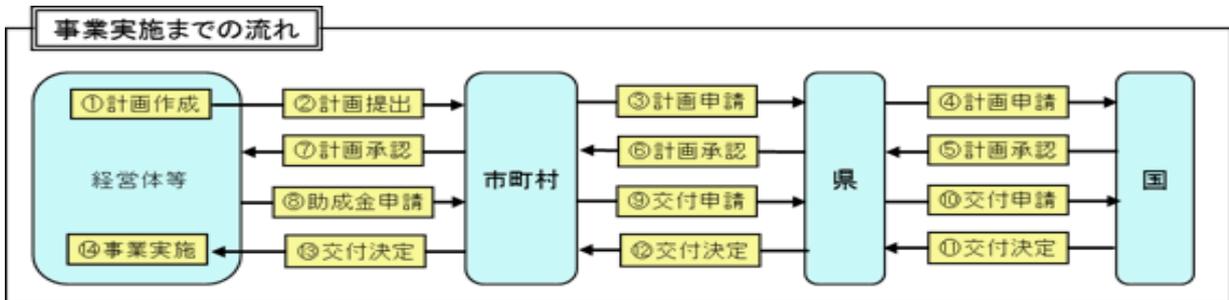
事業内容	金融機関から融資を受けて、農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。
補助対象	農業用機械施設等の導入
補助率、上限額	補助率:3/10又は融資額のいずれか低い額(国費のみ) 補助金上限 (1)先進的農業経営確立支援タイプ 法人15,000千円、個人10,000千円 (2)地域担い手育成支援タイプ 3,000千円
主な要件	(1)事業内容の経費について、融資を受けるものであること (2)事業の整備内容ごとに50万円以上であること

2. 条件不利地域補助型事業

事業内容	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成。
補助対象	農業用機械施設等の導入、簡易な基盤整備
補助率、上限額	1/2又は1/3(国費のみ) 補助上限 40,000千円
主な要件	農業者等が組織する団体(集落営農組織、農業生産法人等)等であること

3. 追加的信用供与補助事業

事業内容	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用補てんの経費を助成。
------	---



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006	

関連サイト	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/205153.htm</a>
-------	---

**名称** 企業等農業参入促進支援事業

**施策対象** 企業等

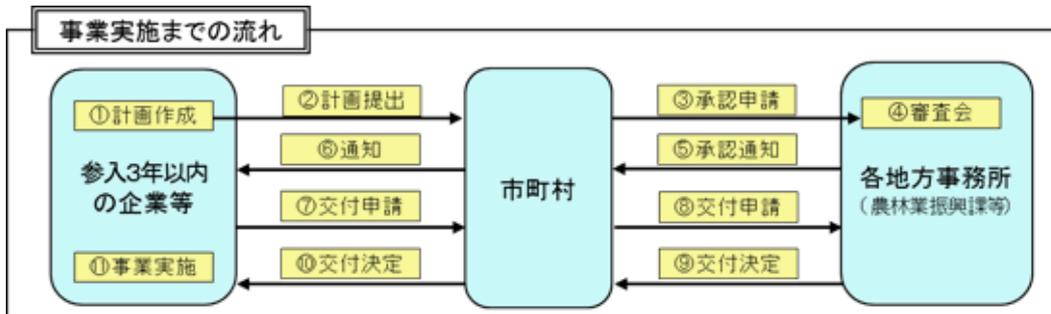
**施策主体** 鳥取県

**対象者** 参入を検討している企業、参入後3年以内の企業

**施策概要** 農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を支援する。

**○支援内容**

対象者	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業
事業内容	農業経営の開始又は推進のための機械・施設の整備又はリースに係る経費の支援
補助率、補助上限	・補助率:1/3以内(県1/3以内) 市町村は任意負担 ・補助上限:5,000千円
主な要件	(1) 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること (2) 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること (3) 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること (4) 過去2年間に重大な法令違反がないこと



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト** <http://www.pref.tottori.lg.jp/64643.htm>

## 名称 機構集積協力金交付事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 下記参照

施策概要 農地中間管理機構(以下、「機構」という。)に対し農地を貸し付けた地域及び農業者等を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を推進する。

### ○支援内容

#### 1-1 地域集積協力金交付事業(集積・集約化タイプ)

##### (1)交付対象地域

農地の一定割合以上を機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域

※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の区域

(2)交付要件…交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること

##### (3)交付単価

		区分1	区分2	区分3	区分4
機構の活用率	一般地域	20%超40%以下	40%超70%以下	70%超	—
	中山間地域	4%超15%以下	15%超30%以下	30%超50%以下	50%超
交付単価		1.0万円/10a	1.6万円/10a	2.2万円/10a	2.8万円/10a

注1 機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構の活用率の算定には加える)

注2 一般地域における2回目以降の申請の場合は、区分1の20%超を10%超とする

#### 1-2 地域集積協力金交付事業(集約化タイプ)

##### (1)交付対象地域

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域

##### (2)交付要件…次のいずれかを満たすこと

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上(中山間地及び樹園地については50a以上)の団地面積の割合が20%ポイント以上増加することが確実と見込まれること
- 既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となることが確実と見込まれること

##### (3)交付単価

	区分1	区分2
機構の活用率	40%超70%以下	70%超
交付単価	0.5万円/10a	1.0万円/10a

#### <地域集積協力金の交付額算定方法>

1. 「機構の活用率」=(対象期間内の貸付面積-再貸付面積)÷(地域の農地面積-対象期間前の既貸付面積)

2. 「交付対象面積」=対象期間内の貸付面積-再貸付面積-貸付期間6年未満の農地面積

※対象期間…2020年3月から2021年2月末まで(又は2020年9月から2021年8月末まで)

### 2 経営転換協力金

交付対象者	・経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者
交付要件	農地を10年以上機構に貸し付けること 等
交付単価	1.5万円/10a (上限額50万円/1戸)

### 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

### 関連サイト

名称

とっとり農林水産業女子が進める働き方改革推進事業

施策対象

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性

施策主体

鳥取県

対象者

- ・とっとり農業女子ネットワーク
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者等で構成する任意団体
- ・家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者

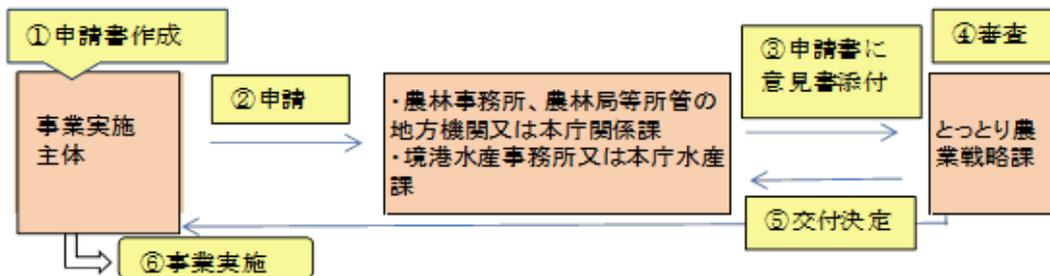
施策概要

農林水産業に従事する女性や農山漁村の振興を担う女性の活躍推進や地域の農林水産業界を牽引する女性リーダー育成に関する取組等を支援し、女性活躍の一層の推進を図ります。

●支援の内容

区分	内容	補助率・上限額
とっとり農業女子ネットワーク取組支援	全県域の農業女子を対象としたメンバーで構成する「とっとり農業女子ネットワーク」が取り組む働き方改革等に向けた主体的な活動を支援。	補助率:定額 上限額: 1,000千円
地域農林水産業の振興や女性の経営参画などの働き方改革等の具体的成果に繋がる取組や女性の活躍推進に繋がる取組支援	家族経営協定締結者・認定農業者等の女性農林水産業者及びそれらの者で構成する団体等が行う女性の活躍推進に繋がる取組を支援。	補助率:1/2 (県費のみ)
(1)任意団体	例)女性が働きやすい環境整備による生産性・所得向上等の取組、人材育成に関する取組等 (補助対象経費) 未就学児童託児費用、ヘルパー等確保費用、アシスト機器導入による労力軽減費用、経営コンサルティング費用、経営力向上・リーダー育成のための研修会の実施・参加費用等	上限額: 500千円/1団体
(2)個人	農林水産業経営参画等に向け資質向上やレベルアップを図るための必要な技術、資格習得のための経費 (補助対象経費) 受験料、受講料、教材費、受講又は受験に伴い県外に旅行する場合には交通費(公共交通機関を利用する場合に限る。)及び宿泊費(1泊9,800円上限)	上限額: 150千円/1人

●事業の流れ



●募集期間等

- 【団体】 第1募集:平成31年4月5日～20日/第2募集 令和元年5月15日～30日
- 【個人】 平成31年4月5日～令和2年2月末日まで、随時受付

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250720.htm>

名称

## 中山間地域を支える水田農業支援事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

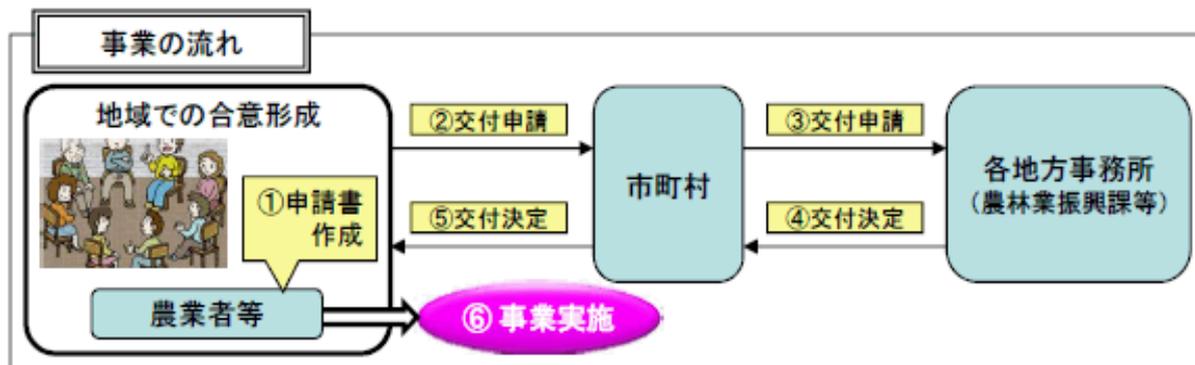
人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)  
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

施策概要

水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

主な要件	<p>○以下すべての項目を満たすこと</p> <p>(1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること</p> <p>(2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること</p> <p>(3) 申請時の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上であること、又は、経営集積率が25%以上であること</p> <p>(4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
補助金額・補助率	<p>【補助率】</p> <p>事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)</p> <p>【県補助上限額】</p> <p>2,000千円</p>



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略とつとり農業戦略課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

# 名称 集落営農体制強化支援事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 集落営農組織、市町村

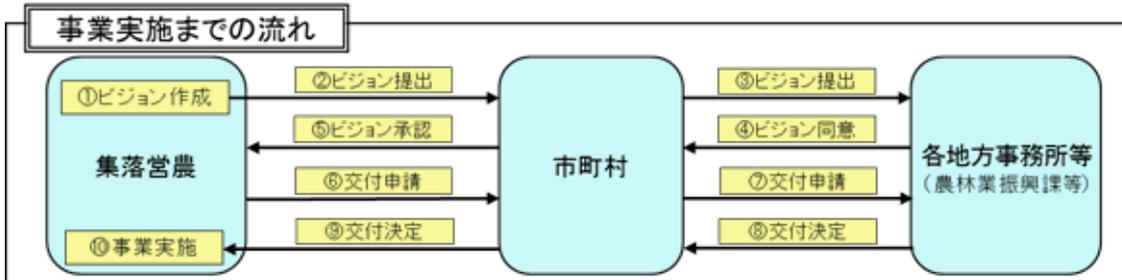
施策概要 小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、営農の維持・発展に必要な機械施設等の整備などの支援を行います。

## ●支援内容

区分	支援内容等
維持・継承型支援	事業実施主体：中山間地域の集落営農組織 支援内容：(ア)オペレーター等の人材育成研修に要する経費 ※(ア)は必須の取組み (イ)畦畔管理を省力化する農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費 (ウ)農作業体験活動等のイベント開催費 補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) 但し、(イ)のうち急傾斜地(田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上)を含む集落営農組織の補助率は3/5(県2/5、市町村1/5) 上限額：(ア)、(ウ)100千円/組織 (イ)2,200千円/組織、急傾斜地を含む組織2,600千円/組織
規模拡大型支援	事業実施主体：集落営農組織 支援内容：(ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) (イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 (ウ)オペレーター育成に要する経費 補助率：1/2(県1/3、市町村1/6) 上限額：(1)小規模組織(経営面積20ha未満)：7,000千円 (2)大規模組織(経営面積20ha以上)：12,000千円

## ●主な要件

- ・集落営農の規約を締結する(している)こと
- ・「集落営農ビジョン」の策定において、維持・継承型は人材確保・育成に係る目標を定め、規模拡大型は地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めること
- ・人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること



## 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部経営支援課	0857-26-7258
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

## 関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=74438>

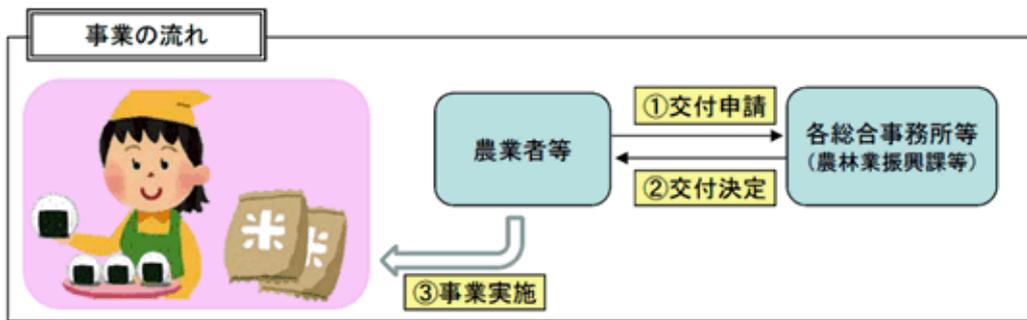
<b>名称</b>	<b>鳥取県産米総合生産対策事業 (担い手農家等販売対策支援事業)</b>
<b>施策対象</b>	農業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、米生産者等で組織する任意団体
<b>施策概要</b>	自ら生産した主食用米を直接販売する担い手や米生産者等で組織する任意団体が、新規販路開拓や取扱量の拡大のために行う販売促進に必要な経費を助成する。 例：試食宣伝等の実施、商談会への出展、販売資材等の作成 等 ※但し、「星空舞」は除く。 試食・サンプル用の米代5万円以上の機具・備品は対象外

○支援内容

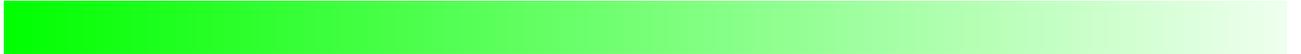
【補助金額・補助率等】

補助率：事業費の1/2以内

補助上限額：1経営体当たり100千円



<b>問合せ先</b>	担当部署	電話
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7283
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
	<b>関連サイト</b>	



**名称** 経営所得安定対策等

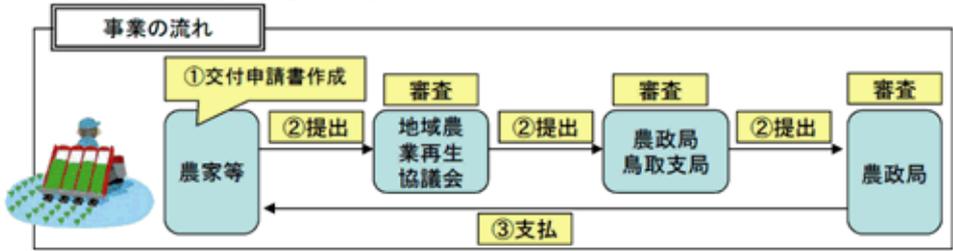
**施策対象** 農業者等

**施策主体** 国直接

**対象者**  
 ・販売目的で生産(耕作)する農業者(法人含む)、集落営農組織  
 ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者が対象  
 ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと

**施策概要**  
 栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。  
 ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)  
 ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)  
 ③水田活用の直接支払交付金

○支援内容  
 【補助金額・補助率等】  
 内容に応じて、国から定額交付



**問合せ先**

担当部署	電話
各市町村地域農業再生協議会	
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

**関連サイト**

**名称** 星空舞ブランド化推進事業

**施策対象** JA全農とっとり、県内JA、県内米卸業者

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 全国農業協同組合連合会鳥取県本部、農業協同組合、米卸業者  
(原則として県内に事業所を持つ事業者)

**施策概要** 「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。

◎補助事業の内容

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助 限度額
「星空舞」 ブランド化 推進事業	全国農業協同組合 連合会鳥取県本部	「星空舞」のブランド化推進のためのPR、 販路拡大対策、コンテスト出品等の取組に 要する経費 「星空舞」の販売促進の取組に要する経費 ただし、事業実施主体の人件費及び食糧費 については対象としない	1/2	5,500千円
	農業協同組合			500千円
	米卸業者等			100千円

**問合せ先**

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

**関連サイト**

名称

**鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

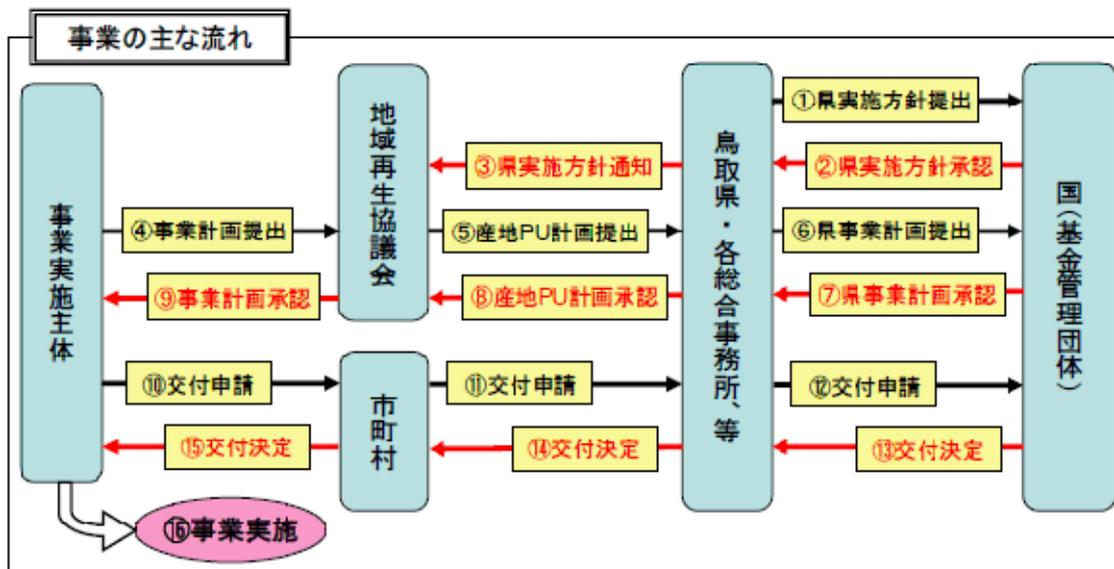
農業者、農業者の組織する団体(JA)等

施策概要

本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

**名称** 鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 農業者、農業者の組織する団体(JA)等

**施策概要** 農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

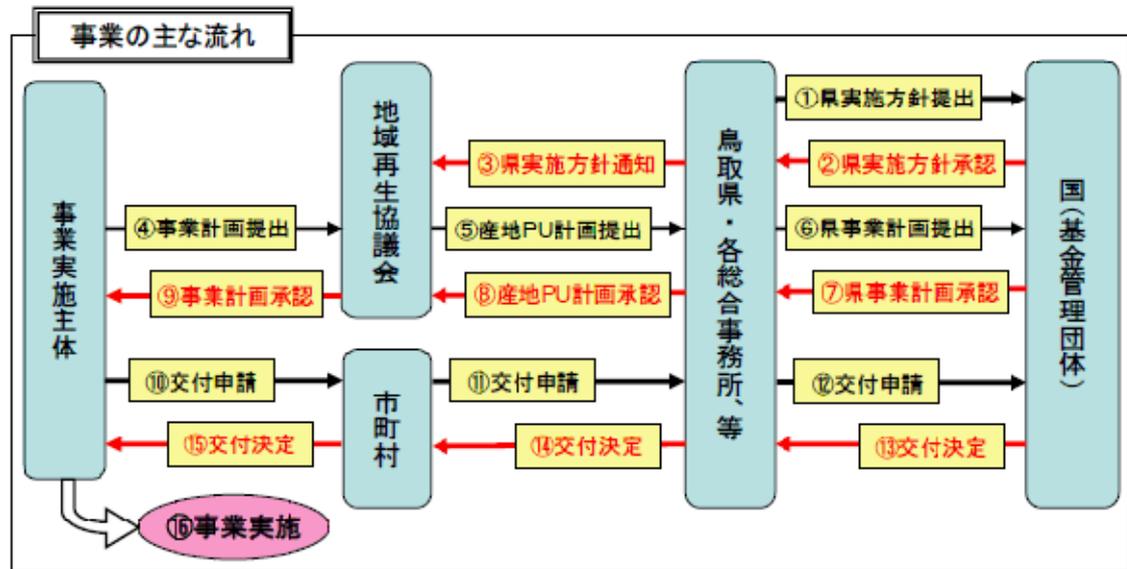
○支援内容

①整備事業

支援内容	野菜、果樹、水稻等の施設整備に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

②生産支援事業

支援内容	野菜、花き、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



※R1年度補正より(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

**関連サイト**

# 名称 園芸産地活力増進事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

## 対象者

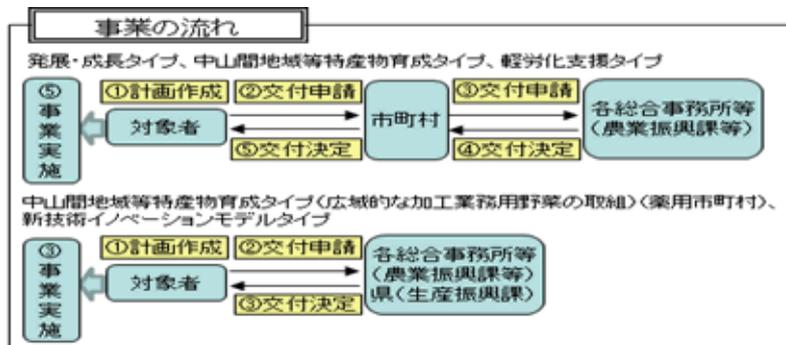
- ①発展・成長タイプ: JA、JA生産部(広域)、全農
- ②中山間地域等特産物育成タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA等
- ③中山間地域等特産物育成タイプ(薬用市町村): 市町村
- ④軽労化支援タイプ: 生産組織、農業法人、市町村公社、JA等
- ⑤新技術イノベーションモデルタイプ: 生産組織、農業法人、JA、大学等

## 施策概要

「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の達成に向け、本県農業の強みである園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組を支援し園芸産地の活力増進を図る。

## ○支援内容

	支援内容	補助率
①発展・成長タイプ	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス等、主力産地づくりに必要な経費、農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6)
②中山間地域等特産物育成タイプ	野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、生産に必要な機械・施設の整備(リース含む)、新技術や新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費、農産加工品等の試作に要する経費、加工・業務用野菜の推進に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の取組は県1/3、市町村任意 ※生産組織は2戸以上の販売農家。【補助上限】2,500千円/事業実施主体(2年間)
③中山間地域等特産物育成タイプ(薬用市町村)	新規有望品目・品種の選定・試作、栽培技術開発に必要な基礎データ収集、有効成分・品質特性等の把握に要する経費等	1/3(県費のみ)【補助上限】2,000千円/事業実施主体(3年間)
④軽労化支援タイプ	軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費(無動力アシストスーツ等)	補助率: 中山間地等特産物育成タイプと同様【補助上限】1,000千円/事業実施主体
⑤新技術イノベーションモデルタイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費等	10/10(県費のみ)



## 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

## 関連サイト

# 名称 戦略的園芸品目(白ネギ)総合対策事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

## 対象者

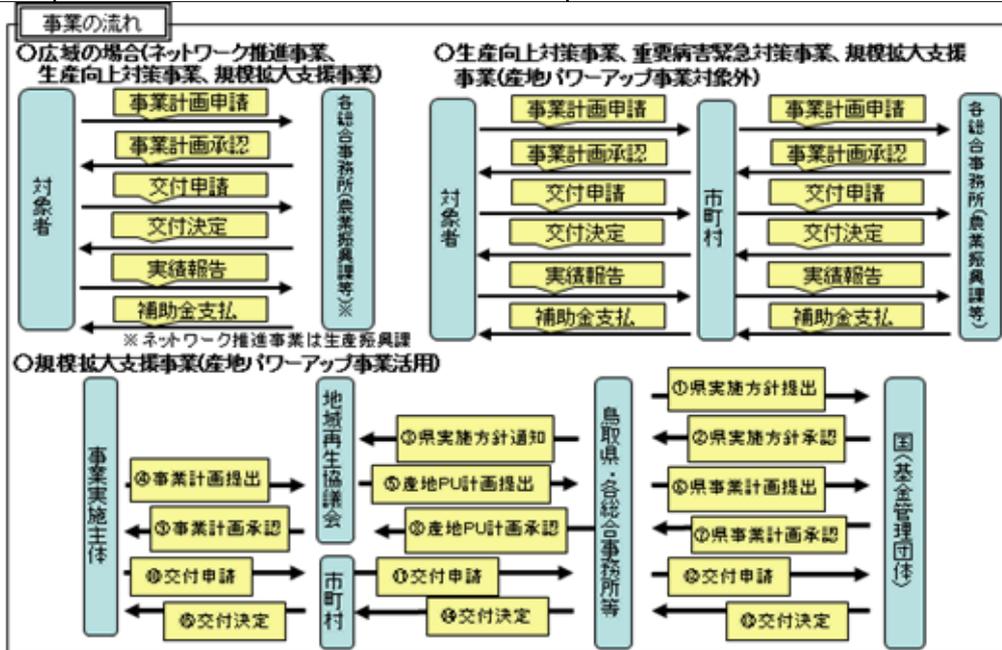
- 1 ネットワーク推進事業: 生産組織、JA、全農等
- 2 生産向上対策事業: 生産組織、JA等
- 3 重要病害緊急対策事業: 農業者、法人、生産組織、JA等
- 4 規模拡大支援事業: 農業者、法人、生産組織、JA等

## 施策概要

白ネギにおいて、県内全域での横断・複層的なネットワークづくり、新技術等の集約、横展開する仕組みづくり等の推進による栽培技術の高位平準化と規模拡大・農作業受委託を図ることにより「県下一産地」を目指すとともに、農家所得の向上、力強い産地づくりを加速化させる。

### ○支援内容

	支援内容	補助率
① ネットワーク推進事業	「県下一産地」を目指した生産・販売戦略の連携強化、生産者ネットワークづくり、県域で行う栽培技術の高位平準化の取組等を支援。	1/2(県費のみ)
② 生産向上対策事業	現地の高単収・先進技術の実証・普及の取組を支援	2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域の場合は、県1/2又は市町村負担任意
③ 重要病害緊急対策事業	難防除病害「ネギ黒腐菌核病」の緊急防除対策の取組等を支援	2/3(県1/3、市町村1/3)
④ 規模拡大支援事業	意欲ある生産者の規模拡大に必要な機械整備、共同出荷場・ミニ共選場の整備、農作業受委託の体制づくり等に必要経費等を支援  ※(国)産地生産基盤パワーアップ事業を最大限活用すること	(1)(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象の取組 1/2(国1/3程度、県1/9程度、市町村1/18程度) ※末端補助率1/2(国補助金が1/2に満たない場合、県・市町村で1/2になるよう上乗せ)(広域の場合は国1/3程度、県1/6程度、市町村負担任意) (2)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組 1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の場合は、県1/3又は市町村負担任意



## 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

## 関連サイト

名称

戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

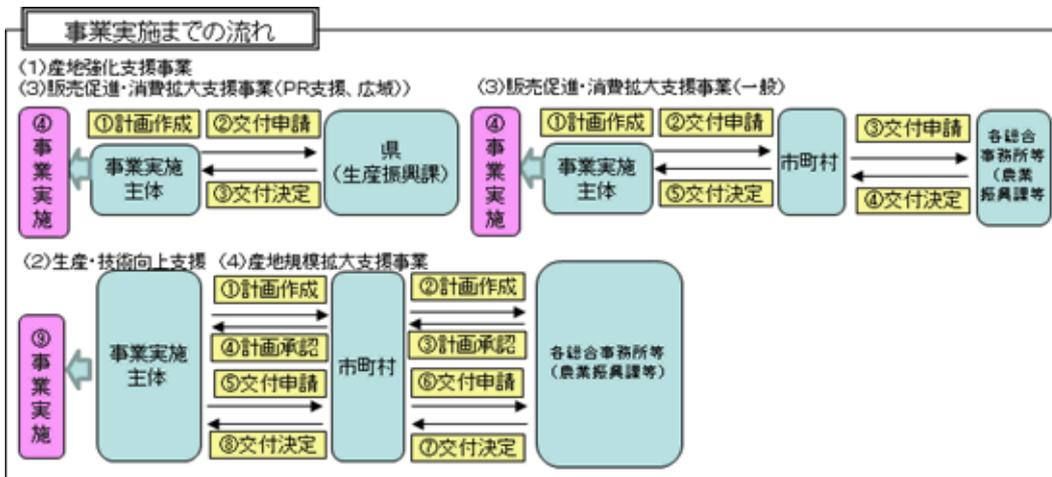
(1)産地強化支援:生産組織、(2)生産・技術向上支援:JA、農業者、法人等、(3)販売促進・消費拡大支援(①PR支援、②販売促進活動支援):①生産組織、②生産組織、JA、農業者、法人等、(4)産地規模拡大支援:生産組織、JA、農業者、法人等

施策概要

県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を目的に、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備を推進し、県内全域での産地づくりを図る。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
(1)産地強化支援事業	①「鳥取いちごブランド化推進協議会」(仮称)の活動支援 ・技術修得のための研修会等の開催(会議、研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等)	県 定額
(2)生産・技術向上支援事業	①単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 <補助上限>350千円/事業主体
(3)販売促進・消費拡大支援事業	①「とっておき」PRツール支援(共通段ボール、パッケージ作成、ロゴやのぼり等販売促進に必要な資材等)	県 定額
	②販売促進活動支援(商談会出展等に係る出展料、旅費、郵送費等「とっておき」PR活動等)	2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/2、又は市町村負担任意 <補助上限>150千円/事業主体
(4)産地規模拡大支援事業	①イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証(新たな大型低コストハウス試作・高設システム等の整備支援) ②種苗供給体制の構築実証 育苗環境整備支援(育苗受託者によるハウスやベンチ等の導入)	2/3(県1/2※、市町村1/6) (※R3年度以降は県1/3とする。) ※広域取組の場合県1/2又は市町村負担任意 <補助上限>①6,000千円、②3,100千円/事業主体



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称	とっとり芝生産振興事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	生産組織、法人、鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
施策概要	「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の達成に向けて、全国2位の産地である芝について、規模拡大の支援や西洋芝等の新品種導入により産地強化を図る。また、今後も芝産地の強化を図るため、業界全体として人材確保や芝のPRを支援することにより、芝産業の振興を図る。

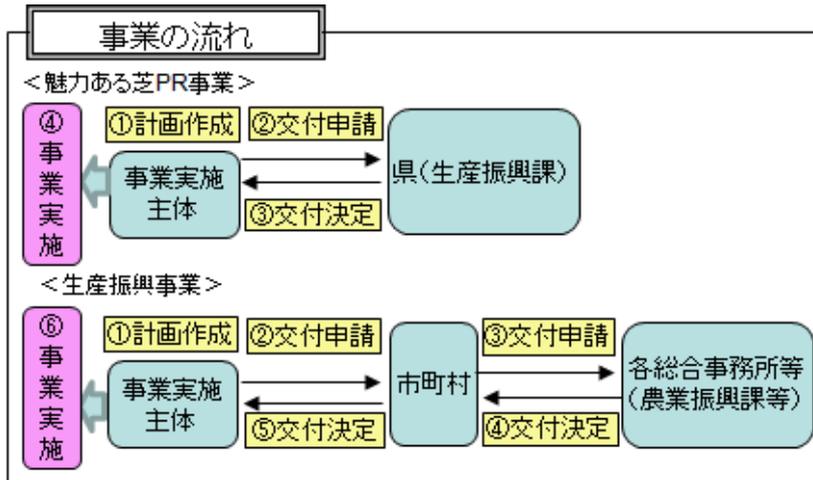
○支援内容

<魅力ある芝PR事業>

支援内容	①鳥取の芝PR支援 県産芝のブランド化を促進する取組 (県内外での鳥取の芝PR用の看板等作成・掲示費、チラシ・ポスター、PRイベント費等)
補助率	1/2(上限200千円)

<生産振興事業>

支援内容	②芝の規模拡大支援 芝の規模拡大に必要な機械、設備等の整備に要する経費 (井戸採掘、散水ポンプ、スプリンクラー等) ③高付加価値新品種の普及加速化支援 耕作放棄地の活用による普及支援
補助率	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※複数市町村をまたがる場合は市町村任意



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター 日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト	
-------	--

# 名称 鳥取の花いきいき総合戦略事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

## 対象者

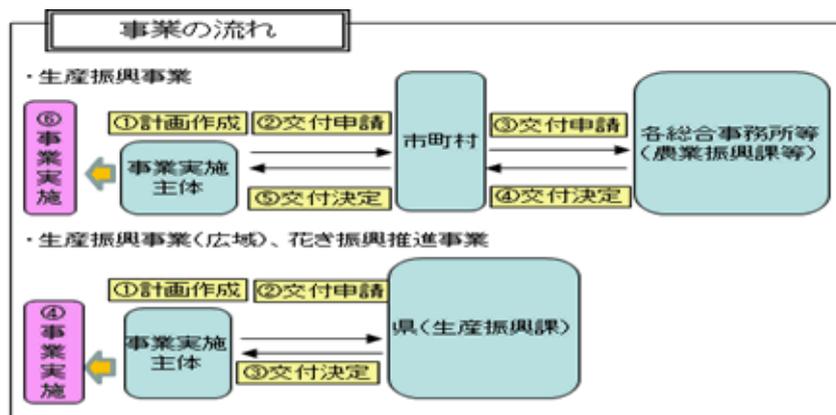
- ①生産振興事業(生産対策):農業者、生産組織、法人、JA等  
※高付加価値商品の開発については生産組織等
- ②生産振興事業(物流対策):農業者、生産組織、法人、JA等
- ③生産振興事業(販売対策):生産組織、法人等
- ④花き振興推進事業:鳥取県花き振興協議会

## 施策概要

本県の強みである花壇苗、ストック、シンテッポウユリ等花き品目において、農業者等が行う生産拡大に繋がる取組、流通環境変化への対応、販売促進などを支援し、花き産地の強化を図るとともに、花き生産者、花き市場・小売業者、JA等関係団体及び県等で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。

### ○支援内容

	支援内容	補助率
①生産振興事業(生産対策)	①市場情報に基づく高付加価値商品の開発支援、育苗受委託体制の構築支援、新技術・新品目の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6)
②生産振興事業(物流対策)	②県版花き流通システム確立支援(物流効率化のための台車導入やそのためのハウス周り環境整備、集出荷拠点施設の運営支援)	※複数市町村にまたがる広域生産組織で実施する場合は1/3(県費のみ)
③生産振興事業(販売対策)	③県外商談会への出展支援、東京オリンピック、パラリンピック飾花企画への参画支援	
④花き振興推進事業(消費拡大推進)	花きの消費拡大に向けた他県の先進事例調査支援、消費拡大啓発活動支援	1/2(県費のみ)
⑤花き振興推進事業(協議会活動支援)	県産花きを利用した花育活動や花のまつり開催の支援、花き生産者等の情報交換会・勉強会の開催支援	1/2または10/10(県費のみ)



## 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

## 関連サイト

# 名称 ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業

施策対象 市町村、農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 市町村、農業者、JA、等

施策概要 「防災・減災」の観点から、大雪、台風等の気象災害による農業用ハウスの被害対策を図るため、被害防止計画を策定するとともに、被害防止講習会の開催、ハウス補強等の活動を支援。

○支援内容

(1) 既存ハウスへの被害防止対策

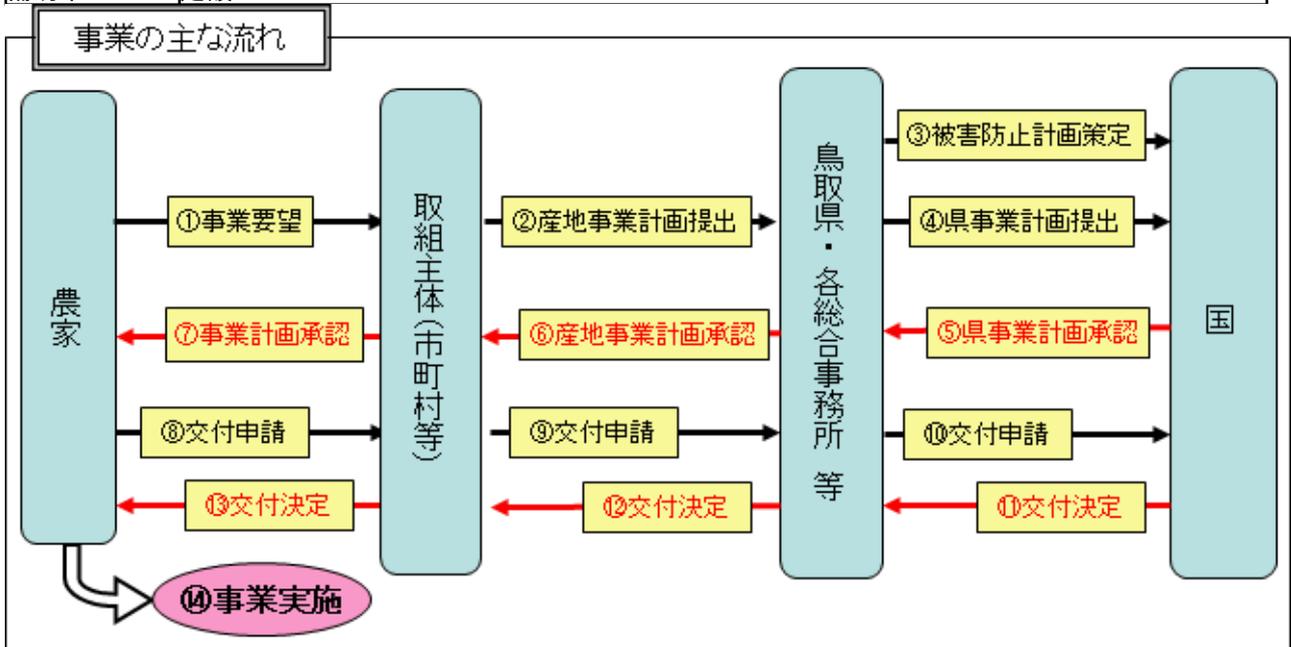
- ・野菜・花き・果樹用のパイプハウスの補強に要する経費の支援  
(対象: 今後10年以上の利用が見込まれるハウス)

補助対象経費	ハウス本体の補強等に係る補強資材費、補強役務費等
補助率	1/2(国費のみ)

(2) 被害防止技術講習会等の開催

- ・補強や保守管理のために技術指導や講習会の開催 等

補助対象経費	会場借料、旅費、謝金、資料印刷費 等
補助率	定額



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

名称

## 指定野菜価格安定対策事業

施策対象

登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)

施策主体

(独)農畜産業振興機構

対象者

登録出荷団体と大規模生産者

施策概要

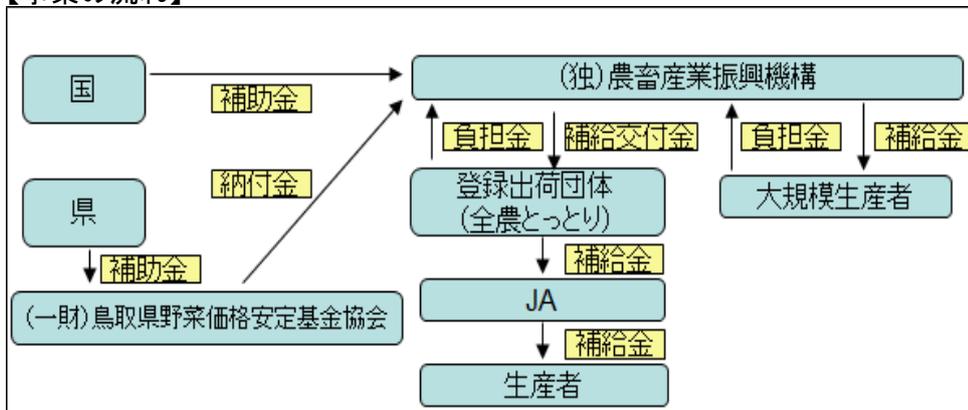
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

### ○支援内容

指定野菜(冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。

資金造成負担割合	(調整野菜、一般指定野菜) 登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60%  (重要野菜) 登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%
主な要件	<作付面積> (登録出荷団体)・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上 (大規模生産者)・2ha以上  <共同出荷量> ・総出荷量の2/3以上

### 【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282

関連サイト

名称

**特定野菜等供給産地育成価格差補給事業**

施策対象

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

共同出荷組織と相当規模生産者

施策概要

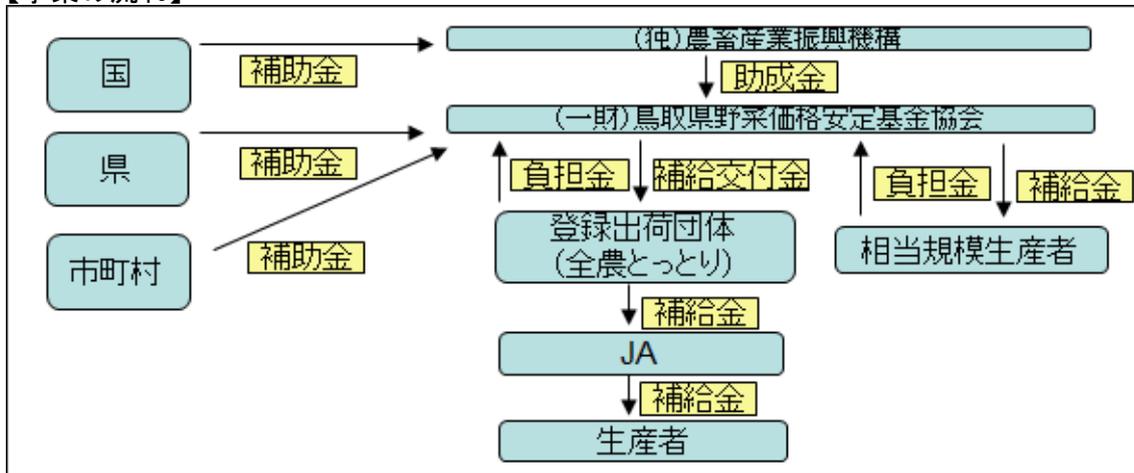
天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、こまつな)と、指定野菜(夏ねぎ<白ねぎ>、夏ねぎ<青ねぎ>、秋冬ねぎ<青ねぎ>、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。

資金造成負担割合	(重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40 (重要特定野菜、指定野菜) 共同出荷組織等:7/40、県:10/40、市町村:3/40、(独)農畜産業振興機構:20/40 (重要特定野菜以外の特定野菜) 共同出荷組織等:7/30、県:10/30、市町村:3/30、(独)農畜産業振興機構:10/30	
主な要件	<b>【特定野菜】</b> <作付面積> (登録出荷団体) ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・1.5ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の2/3以上	<b>【指定野菜】</b> <作付面積> (登録出荷団体) ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上 (相当規模生産者) ・2.0ha以上 <共同出荷量> 総出荷量の1/2以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282

関連サイト

名称

## 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

施策対象

JA

施策主体

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会

対象者

JA

施策概要

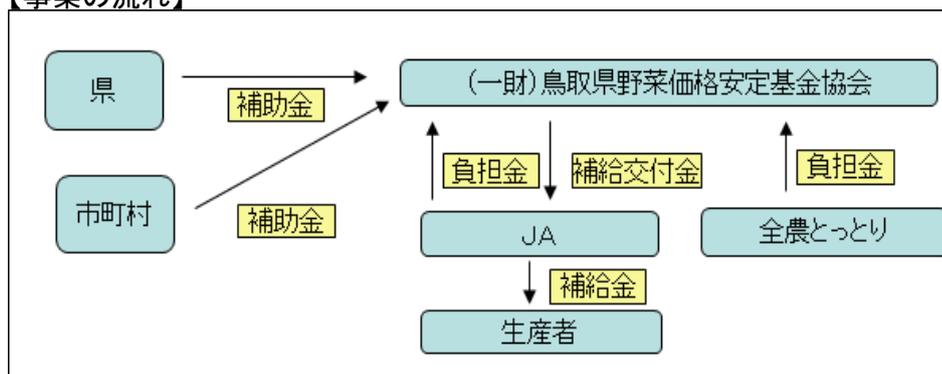
天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

ブランド野菜(夏だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、春ねぎ<青ねぎ>、夏ねぎ<白ねぎ>、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付。(R2年、かんしょ追加予定)

負担割合	JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

### 【事業の流れ】



問合せ先

所 属	電 話
(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7282

関連サイト

名称

**鳥取梨生産振興事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗組合

施策概要

- ①気象災害に強い施設整備事業…機能向上した多目的防災網及び防風網への更新を支援
- ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援
- ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種のジョイント栽培の拡大を支援
- ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減を支援

①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率	
機能向上した多目的防災網への更新に係る経費	1/2(県のみ)	令和2年度は1/2 補助上限額200千円/10a
防風網の更新に係る経費	1/3(県のみ)	補助上限額 90千円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

I:生産基盤整備対策

補助対象経費	「新甘泉等」 特別対策事業※1	ジョイント栽培 拡大事業※2
新植・全面改植及び果樹棚・網掛け施設の整備、王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	3/4(県のみ)※3	-
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蟻灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

- ※1:「二十世紀」はジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象。ただし、「新甘泉」「王秋」は栽培方法を問わない。
- ※2:「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種によるジョイント栽培を対象とする。
- ※3:地域のモデル園として設置し、研修園として活用すること。併せて「やらいや果樹園」に登録された園を対象とする。
- ※1に関わらずR6年度までハウス整備のみでも対象。ただし、補助率3/4はR2年度のみとする。

II:育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

III:高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)77

補助対象経費	奨励金(千円/10a・ 県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

IV:育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
作業受託する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称

**鳥取柿ぶどう等生産振興事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村

施策概要

○「輝太郎」特別対策事業  
 早生柿の中でトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図る。  
 ○柿ぶどう等生産拡大事業  
 産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を図る。  
 ○低コスト体制強化事業  
 機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止を図る。

○支援内容

・「輝太郎」特別対策事業、柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策（「輝太郎」特別対策事業）

補助対象経費	①廃園対策による植栽、果樹棚整備等に係る経費 ②植栽、高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費
補助率	①2/3(県のみ) ②1/2(県のみ) ※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助 ※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(国事業が活用できる経費については、国と県あわせて3/4補助)

II：育成促進対策 奨励金(円/10a)

補助対象経費	①新植、全面改植 ②間植え改植 ③高接ぎ一挙更新																		
交付単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>かき</th> <th>ぶどう</th> <th>もも</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>48,000</td> <td>94,000</td> <td>47,000</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>24,000</td> <td>47,000</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>48,000</td> <td>47,000</td> <td>47,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を植栽または高接ぎした年度に一括交付 補助率10/10(県1/2、市町村1/2)</p>			品目	かき	ぶどう	もも	①	48,000	94,000	47,000	②	24,000	47,000	24,000	③	48,000	47,000	47,000
品目	かき	ぶどう	もも																
①	48,000	94,000	47,000																
②	24,000	47,000	24,000																
③	48,000	47,000	47,000																

・低コスト・体制強化事業

補助対象経費	共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助
補助率	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

**名称** 戦略的スーパー園芸団地整備事業

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県

**対象者** 農業協同組合、生産組織、市町村

**施策概要** 鳥取県育成新品種を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

○支援内容

I：生産基盤整備対策  
「新甘泉」「秋甘泉」の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費
補助率	3/4(県のみ)

II：育成促進対策

新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金を定額交付

補助対象経費	ジョイント栽培の場合：600千円/10a ジョイント栽培以外の場合：340千円/10a
補助率	10/10（県1/2、市町村1/2） ※5年間分の育成経費相当額の奨励金を植栽した年度に一括して交付

III：借地料支援

新規就農者等が入植する場合に支払う借地料の一部を支援

補助率	2/3(県1/3、市町村1/3)、補助上限額：37千円/10a
-----	---------------------------------

IV：参入者募集支援

補助対象経費	果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成等)を支援
補助率	2/3(県1/2、市町村1/6)、補助上限額：600千円(1事業実施主体あたり)

**問合せ先**

担当部署	電話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

**関連サイト**

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称

**果樹等経営安定資金利子助成事業**

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

鳥取県農業協同組合中央会

施策概要

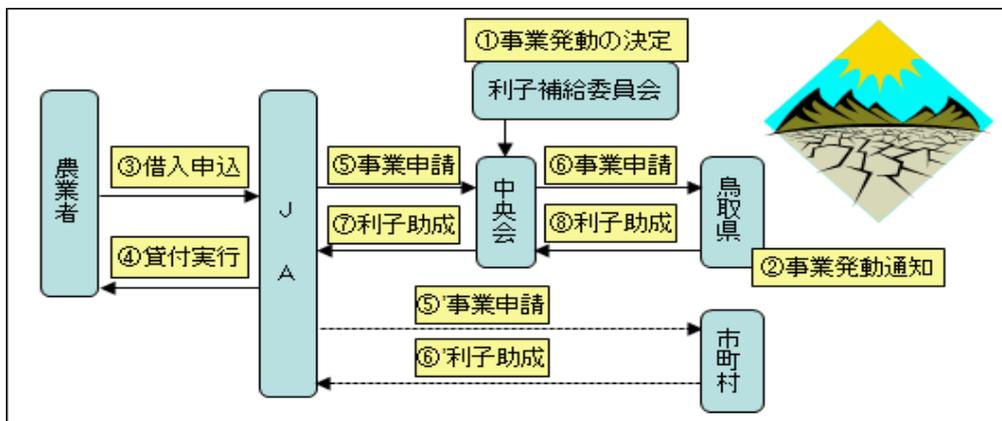
災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

○支援内容

主要内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応	②価格低落時対応	③原油価格高騰時対応
	気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバ・茶に限る)
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会での都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414

関連サイト



**名称** **みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)**

**施策対象** 農業者等

**施策主体** 鳥取県、市町村

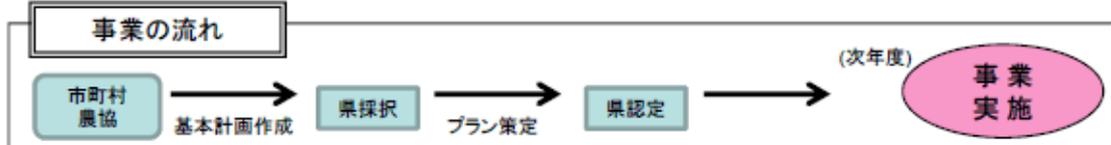
**対象者** [プラン策定事業]市町村  
[プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

**施策概要** (初年度)市町村のプラン策定に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]  
(2年目以降)策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]  
※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)  
※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)  
※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

○支援内容

主な要件	①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。 ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。 ③プランには以下に関する内容が含まれること。 ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理 ・核となる品目の生産振興
支援対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、農業公社等
補助率・補助金額	ハード 1/2(県1/3、市町村1/6) ソフト 2/3(県1/2、市町村1/6) 事業費上限額:1億円 (5年間総額) 事業期間:5年間

●事業の流れ



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**

名称

畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

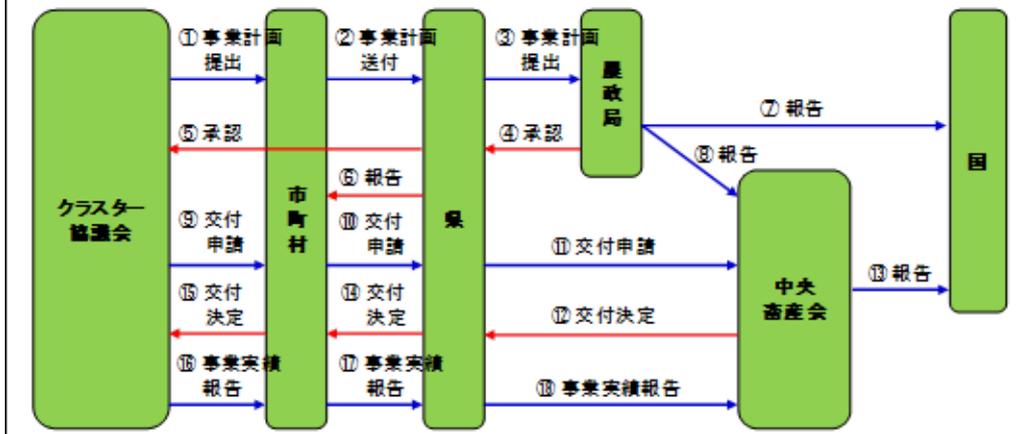
畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な畜産経営体が行う、規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援します。

○支援内容

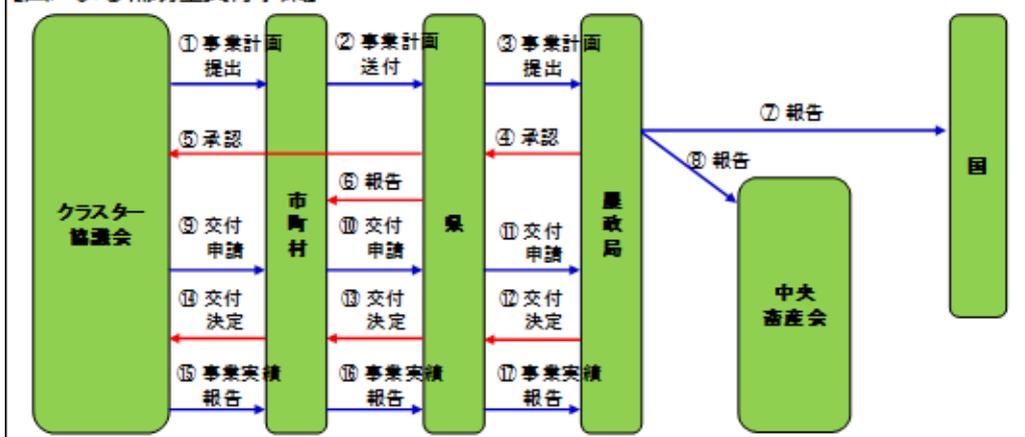
主な内容	畜舎等施設、機械整備及び家畜導入
補助率	ハード 1/2(国のみ)

●事業の流れ

【基金管理団体(公益社団法人 中央畜産会)による補助金交付事業】



【国による補助金交付事業】



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	
酪農・経済担当(酪農・養豚)	0857-26-7288
肉用牛担当(肉用牛)	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称

生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

酪農家

施策概要

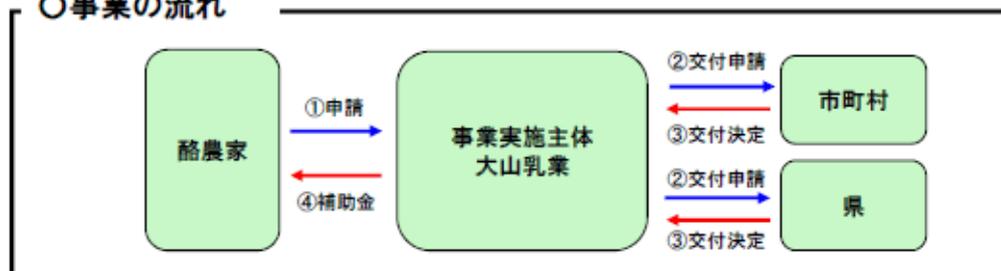
生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。

○支援内容

主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。
補助率	ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) (事業費上限:5,000千円/1経営体)

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部農業振興戦略監畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト